

精華町
第2次男女共同参画計画
<後期施策>

(案)

2020年(令和2年)3月

精 華 町

目次

第1章	計画の見直しにあたって	1
1	見直しの趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
第2章	男女共同参画を取り巻く精華町の現状	3
1	人口の状況	3
2	世帯の状況	4
3	就労の状況	5
4	政策・方針決定過程への女性の参画状況	6
5	ワーク・ライフ・バランスの状況	7
6	悩みごとの相談状況	8
7	前期施策の指標の達成状況と後期施策における課題	9
第3章	計画のめざすもの	11
1	計画の基本目標	11
2	施策の柱	12
3	計画の体系	14
4	達成目標	16
5	行動の指針	16

第4章	計画の内容	17
施策の柱1	男女共同参画のひとづくり	17
基本方針1	人権についての意識を高める	17
基本方針2	男女共同参画の意識をひろめる	19
基本方針3	女性に対する暴力を根絶する【DV防止基本計画】	21
基本方針4	メディアにおける男女の人権を尊重する	24
施策の柱2	男女共同参画の社会づくり	25
基本方針5	男女が働きやすい環境の整備【女性活躍推進計画】	25
基本方針6	誰もが安心して暮らせるまちをつくる	28
基本方針7	仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる	30
基本方針8	男女がともにまちづくりに取り組む	33
基本方針9	生涯を通じた男女の健康を支援する	35
施策の柱3	男女共同参画推進の基盤づくり	37
基本方針10	政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する	37
基本方針11	住民活動を支援する	39
基本方針12	町行政組織における男女共同参画を推進する	41
第5章	計画の推進体制	43
1	推進体制	43
2	計画の進行管理と評価の実施	43
3	計画の数値目標	44

資料編	45
1 関係年表	45
2 精華町男女共同参画推進条例	47
3 精華町男女共同参画推進条例施行規則	54
4 精華町男女共同参画審議会委員名簿	57
5 用語解説	58

※ *が付いている語句については、58 ページの用語解説に説明が掲載されています。

1 見直しの趣旨

精華町は、平成 17（2005）年に、「一人ひとりが暮らしやすいまちづくり」を基本目標として「精華町男女共同参画計画」を策定しました。そして、この計画の具体的目標であった「住民参加・住民主体のもと、男女共同参画に関する条例」である「精華町男女共同参画推進条例」を、平成 25（2013）年から施行しています。また、計画の期間終了に伴い、平成 27（2015）年、「精華町第2次男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、各施策の推進に取り組んできました。

そのような中、国では、平成 27（2015）年8月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮して職業生活においてより一層活躍することができるよう、基本方針を策定し、地方公共団体及び事業主に行動計画等の策定を義務付け、さらに地方公共団体において推進計画の策定を努力義務としました。

また、京都府は、平成 31（2019）年3月に、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護、自立支援に関する計画（第4次）」を策定し、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の妨げとなる配偶者や交際相手からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）*）を許さない社会の実現に向けて、取り組みを進めています。

そして、近年、性の多様性に対する社会的関心が高まっています。性には多様性があり、LGBT*等性的少数者*の方が個人として尊重され、性の多様性を互いに認めあうことは、男女共同参画社会を形成していくうえで重要です。

このような国・府・社会の状況や、精華町第2次男女共同参画計画の策定から5年が経過したことを踏まえ、基本的な計画体系は現行どおりとしながらも、具体的施策について見直し、本町における男女共同参画社会の実現が一層前進するよう、計画の中間見直しを行うものです。

2 計画の位置づけ

(1) この計画は、『男女共同参画社会基本法』第14条第3項の規定に基づく基本計画として位置付けます。

(2) この計画は、平成13(2001)年に施行された『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(いわゆるDV防止法)』第2条の3第3項の規定に基づく基本計画として位置付けます。

(3) この計画は、平成27(2015)年に成立した『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(いわゆる女性活躍推進法)』第6条第2項の規定に基づく推進計画として位置付けます。

(4) この計画は、国の第4次男女共同参画計画や、京都府男女共同参画計画『KYOのあけぼのプラン(第3次)』を踏まえるとともに、精華町第5次総合計画(2013年~2022年)など関連する計画との整合性を図りながら策定しています。

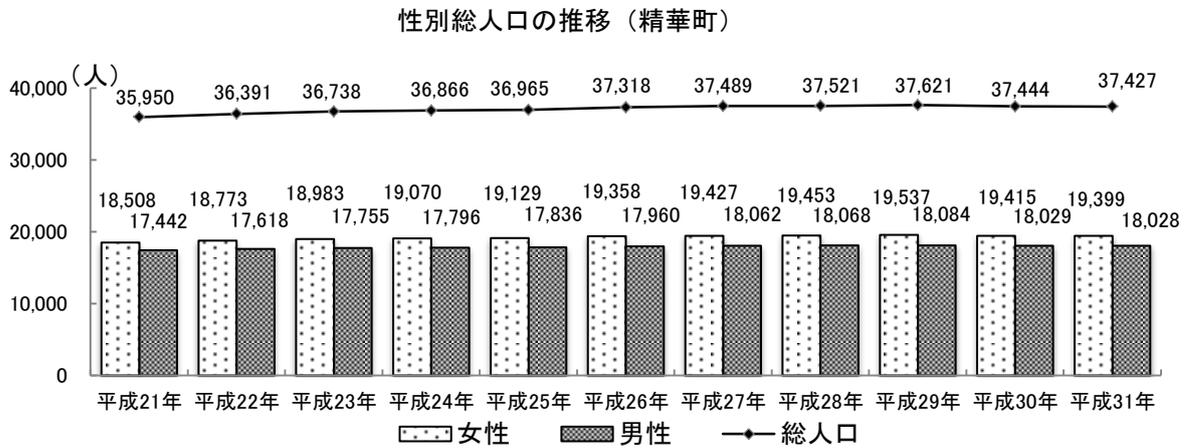
3 計画の期間

「精華町第2次男女共同参画計画」は、平成27(2015)年度から令和6(2024)年度の10年間を計画期間としています。

令和元(2019)年度は、計画の中間年に当たることから、更なる充実を図るため計画の見直しを行いました。

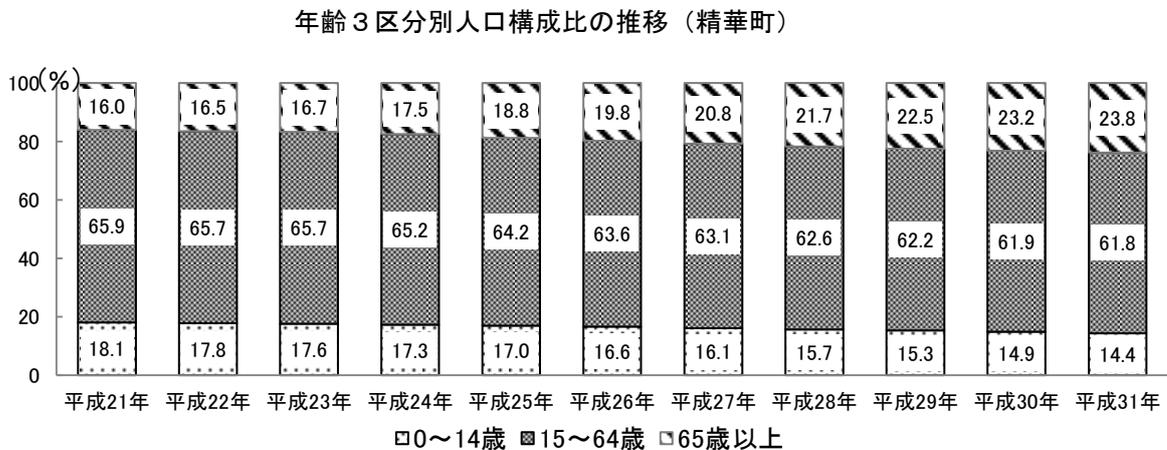
1 人口の状況

精華町の総人口は平成 21 年から 29 年までは増加し続けていましたが、平成 30 年には減少しました。男女別にみると、男性よりも女性が多い傾向が続いています。



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

年齢3区分別人口構成比をみると、14 歳以下の割合が減少し、65 歳以上（老年人口）の割合が増加しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。



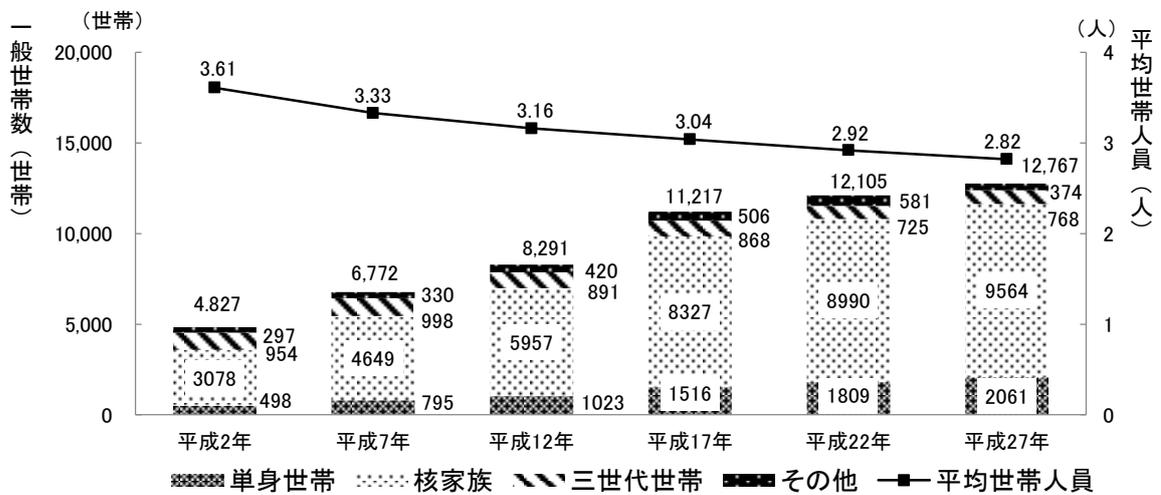
資料資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

2 世帯の状況

一般世帯数は増加を続けていますが、平均世帯人員は減少を続けています。

世帯区分を見ると、核家族や単身世帯が増加し、三世帯世帯は減少しています。また、ひとり親家庭の数は、父子家庭・母子家庭ともに増えており、高齢者単身世帯の数も増加しています。

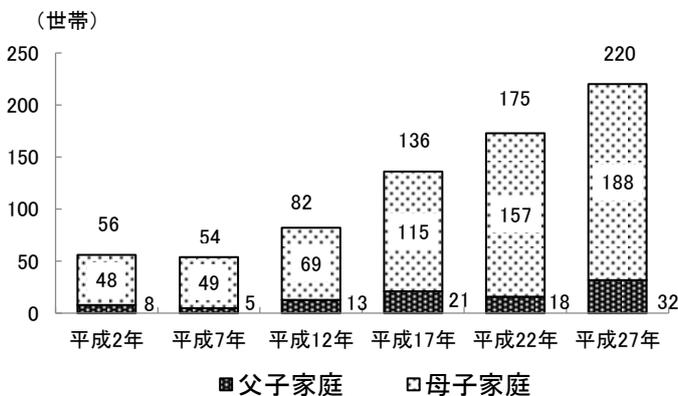
一般世帯数と平均世帯人員の推移（精華町）



資料：国勢調査

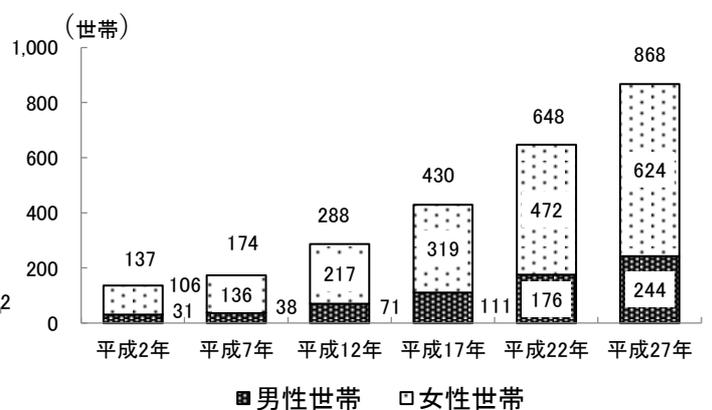
(注) 一般世帯とは病院・介護施設などへの入所者を除く世帯

ひとり親家庭の推移（精華町）



資料：国勢調査

高齢者(65歳以上)単身世帯の推移（精華町）

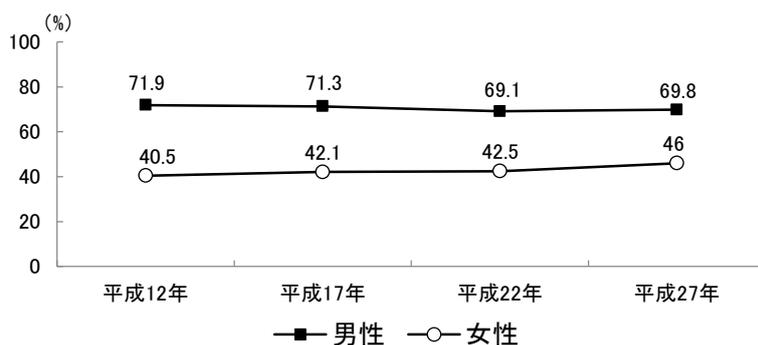


資料：国勢調査

3 就労の状況

性別就業率をみると、女性の就業率は依然として男性を下回っています。しかし、女性の就業率は少しずつ上昇しています。

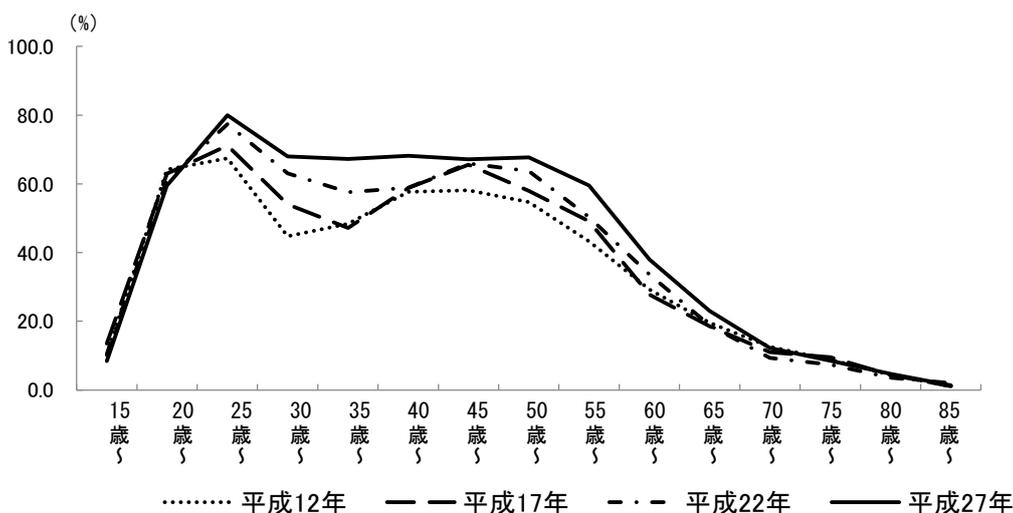
性別就業率の推移（精華町）



資料：国勢調査（各年4月1日現在）

女性の就業率を年齢別でみると、30歳代を底とするM字カーブ*を描く傾向がありましたが、30歳代での就業率の落ち込みは徐々に緩やかになっています。また、就業率も全年齢で高くなっています。

女性の年齢別就業率の推移（精華町）

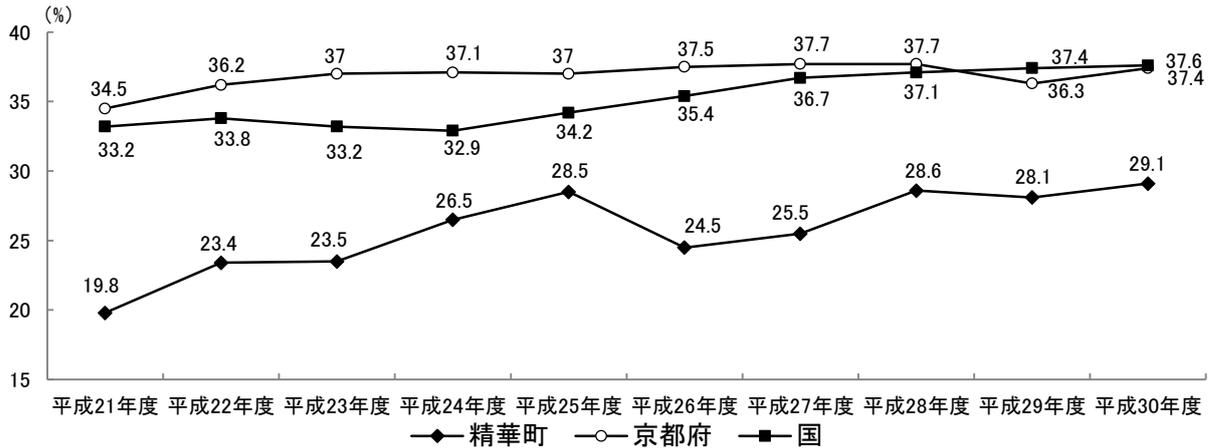


資料：国勢調査

4 政策・方針決定過程への女性の参画状況

審議会等における女性委員の割合は、平成30年度は約3割です。しかし、国や京都府と比較すると、依然として低い傾向が続いています。

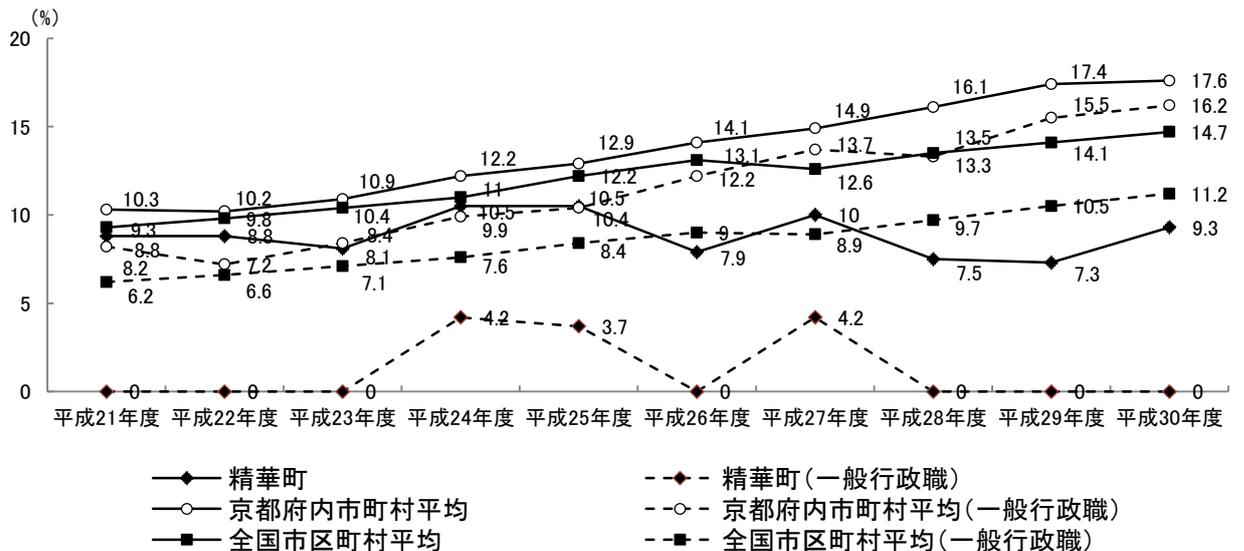
審議会等における女性委員の割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
 精華町（各年4月1日現在）、京都府（各年9月30日現在）、国（各年3月31日現在）

町の管理職（課長職以上）における女性の割合は、全国及び京都府内市町村に比べると、登用が進んでおらず低い状況です。

公務員（市町村）の管理職（課長職以上）に占める女性の割合

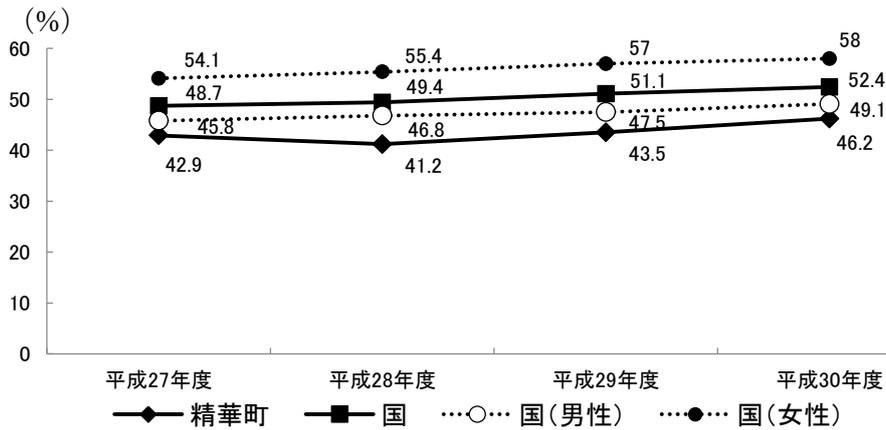


資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日現在）

5 ワーク・ライフ・バランス*の状況

年次有給休暇取得率は上昇傾向が続いていますが、男性は女性より取得率が低くなっています。町職員の取得率は全国よりも低い状況です。

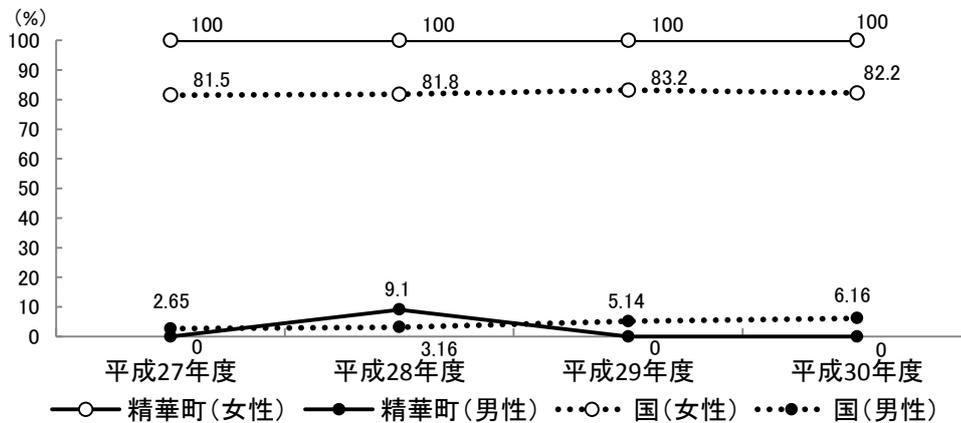
年次有給休暇取得率



資料：精華町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画
厚生労働省「就労条件総合調査」

男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、まだまだ低く、女性の取得率も8割となっています。町女性職員の取得率は100%ですが、男性職員の取得率は平成28年度に1人取得して9.1%となった以外は0%です。

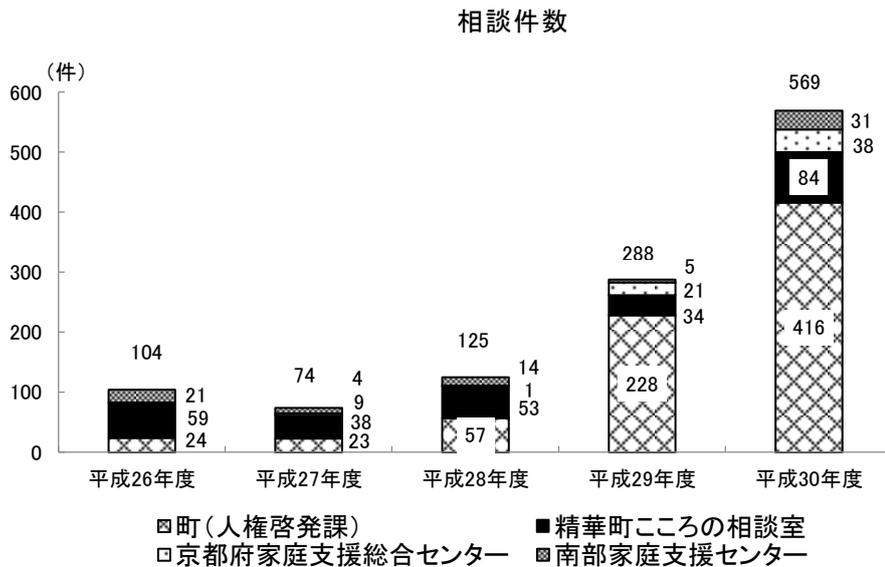
育児休業取得率



資料：精華町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画
厚生労働省「雇用均等基本調査」

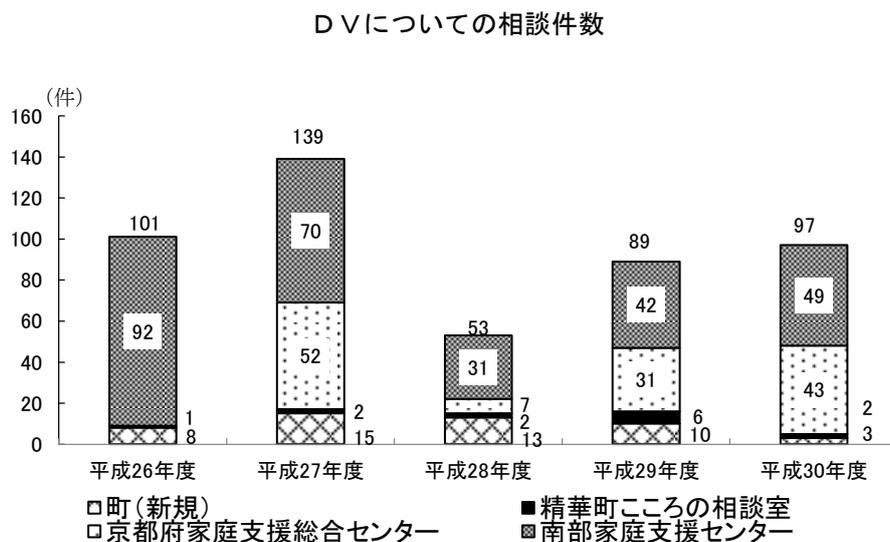
6 悩みごとの相談状況

親子・家庭に関する悩み、人間関係の悩み、こころの悩みなどの相談件数（DVについての相談を除く）は毎年増加しています。



資料：精華町人権啓発課、京都府(精華町分)

DVについての相談件数は、町や「こころの相談室」においては多くはありませんが、京都府家庭支援総合センターや南部家庭支援センターの相談件数（精華町分）は平成27年度が最多であり、28年度からも増加しています。



資料：精華町人件啓発課、京都府(精華町分)

7 前期施策の指標の達成状況と後期施策における課題

達成状況（平成30年度）

指標	目標値 (平成31年度)	実績値 (平成27年度)	実績値 (平成30年度)	進捗率 (平成30年度)	
【基本方針1】人権についての意識を高める					
人権研修会の実施	年3回	3回	年3回	100%	
【基本方針2】男女共同参画の意識をひろめる					
男女共同参画に関する研修会等への参加人数 ≪累計≫	1,000人	247人	763人	76%	
【基本方針3】女性に対する暴力を根絶する					
DV防止啓発資料の作成・配布 ≪累計≫	10,000部	2,241部	8,208部	82%	
【基本方針4】メディアにおける男女の人権を尊重する					
メディア・リテラシー*向上のための広報への記事の掲載	年1回	1回	1回	100%	
【基本方針5】男女が働きやすい環境の整備					
町男性職員の育児休業取得率	10%	0%	0%	0%	
子育て世代における女性の労働力率 (労働力人口/女性の人口)	30~34歳	77%	63%	68%	88%
	35~39歳	63%	58%	67%	106%
【基本方針6】誰もが安心して暮らせるまちをつくる					
ふれあいサロン開設地域区数(※1) ≪累計≫	33地区	31地区	35地区	106%	
【基本方針7】仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる					
父子手帳の配布数 ≪累計≫	1,500冊	300冊	1,057冊	70%	
父親向け啓発冊子の配布 ≪累計≫	1,750冊	35冊	2,081冊	119%	
【基本方針8】男女がともにまちづくりに取り組む					
審議会等の女性委員登用割合(※2)	40%	28.8%	28%	70%	
【基本方針9】生涯を通じた男女の健康を支援する					
特定健診受診率	60%	39.3%	45.2%	75%	
乳がん検診受診率	50%	34.2%	42.7%	85%	
子宮がん検診受診率	50%	23.6%	37.1%	74%	
【基本方針10】政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する					
女性委員のいる審議会の割合	100%	85.7%	90.5%	91%	
【基本方針11】住民活動を支援する					
ボランティア養成研修会の実施 ≪累計≫	5回	1回	4回	80%	
【基本方針12】町行政組織における男女共同参画を推進する					
女性管理職員比率(課長級以上)	30%	10%	9.3%	31%	

(※1) NPO 法人東畑みんなの元気塾(常設型サロン)を含む

(※2) 3月31日現在の割合

前期施策では、平成 31 年度における目標値を設定し、平成 30 年度には、17 事業のうち、5 事業（人権研修会の実施、メディア・リテラシー向上のための広報への記事の掲載、35～39 歳の女性の労働力率、ふれあいサロン開設地域区数、父親向け啓発冊子の配布）が目標値を達成しています。

また、4 事業（DV 防止啓発資料の作成・配布、30～34 歳の女性の労働力率、乳がん検診受診率、女性委員のいる審議会の割合、ボランティア養成研修会の実施）の進捗率は 80%以上であり、平成 31 年度には目標値を達成できると予想されます。5 事業（男女共同参画に関する研修会等への参加人数、父子手帳の配布数、審議会等の女性委員登用割合、特定健診受診率、子宮がん検診受診率）の進捗率も 70%以上を達成しているため、平成 31 年度には目標値をほぼ達成できると予想されます。

しかし、男性職員の育児休業取得率における進捗率は 0%、女性管理職員比率（課長級以上）の進捗率は 31%と、極めて低い状態です。

これらの指標は、全国的にも目標達成が困難な状況で、より一層の取り組みが必要とされています。

男性職員の育児休業取得率については、男性はもちろん、上司や周囲などすべての人々の「男性は仕事、女性は家事・育児」という性別役割分担意識*の改革が必要です。そして、残業が当たり前で定時に帰りづらいという働き方や、有給休暇が取りにくいといった風潮を見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要です。

また、女性管理職比率を上げるためにも、家庭と仕事の両立への不安が管理職を目指す女性の障壁とならないよう、性別役割分担意識の改革、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要なのです。

長年に渡って培われた人々の意識や価値観、そして社会の風潮は急に変わるものではないため、引き続き啓発を実施していくことが必要です。また、次世代を担う子どもたちには、性別による差別意識や役割分担意識を抱かせない教育が必要です。

1 計画の基本目標

男女共同参画社会とは、すべての人がお互いの人権を尊重しあい、協力して住みよい家庭・地域・職場をつくりながら、ともにまちづくりに参画する社会に他なりません。本計画は、すべての人が個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指し、「多様な生き方が選択できる男女共同参画のまち」を基本目標とし、『精華町男女共同参画推進条例』第3条に示した9つの基本理念に基づいて、様々な分野で活動している住民、事業者、住民活動団体、教育関係者と相互に連携して、男女共同参画を推進します。

『精華町男女共同参画推進条例』に掲げる基本理念

- (1) 男女の人権の尊重 すべての人が個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けることなく、能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会における制度及び慣行についての見直し 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行が改善され、住民が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 住民が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者、住民活動団体等その他の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活と社会活動の両立 住民が、互いの協力及び社会の支援の下、家事、育児、介護等の家庭生活における活動及び職業生活、その他の社会における活動に対等に参画でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。
- (5) 次世代の育成 次代の社会を生きる子どもを「こころ豊かに育む」ために、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、住民が共に参画し責任を担い、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりへの取組が進められること。
- (6) 男女の生涯にわたる健康の確保 男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等について双方の意思が尊重されるとともに、生涯を通じて健康な生活を営む権利が保障されること。
- (7) あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解を深める取組 家庭、学校、職場、地域その他あらゆる教育及び学習の機会において、個人として自ら学び、考え、決定して行動することの重要性を認識し、男女共同参画への理解を深めるための取組がされること。
- (8) 性別による人権侵害の禁止 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）*、ドメスティック・バイオレンス（DV）その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為は、犯罪又は人権侵害であるとの認識の下、その根絶を目指すこと。また、男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人、その他あらゆる人の人権についても配慮されること。
- (9) 国際的視野での協調 男女共同参画社会の実現に当たっては、国際社会における取組に留意し、国際的な協調の下に行われること。

2 施策の柱

本計画は、基本理念の実現に向けて次の3つの施策の柱のもと、それぞれの取り組みを進めます。

I 男女共同参画の ひとつづくり

私たちは、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を發揮しながら自分らしく生きていく権利をもっています。しかし、性別によって個人の生き方を制約する固定的な性別役割分担意識は、人々の意識の中にいまだ根強く残っています。

この固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会を実現するため、情報提供や学習機会を充実させ意識改革に取り組むとともに、男女がお互いの人権を尊重し認めあう意識を醸成します。

そして、性には多様性があることから、性別にかかわらずすべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、性的少数者についての理解の促進や、差別的な扱いの根絶に向けた取り組みを進めます。

また、重大な人権侵害である DV などに対応するため、相談窓口の周知や、関係機関と連携した被害者の支援体制の整備・充実に努めます。

II 男女共同参画の 社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野において、男女の平等と働きやすい環境の実現が必要です。このため、家庭や職場、地域活動とのバランスのとれた生活を確保する必要があり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められます。

法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報提供等の充実を通じて働きやすい環境整備を進めるとともに、労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態等、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう努めます。

また、男女共同参画社会形成の基盤をつくるには、生涯を通じて健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。しかし、経済・雇用情勢の悪化など環境の変化や、国際化、情報化や社会の変化により、様々な困難に直面する人々が増えています。このことから、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者などサポートや配慮が必要な人々の実情に対応し、生活の自立と安定のための支援を行います。



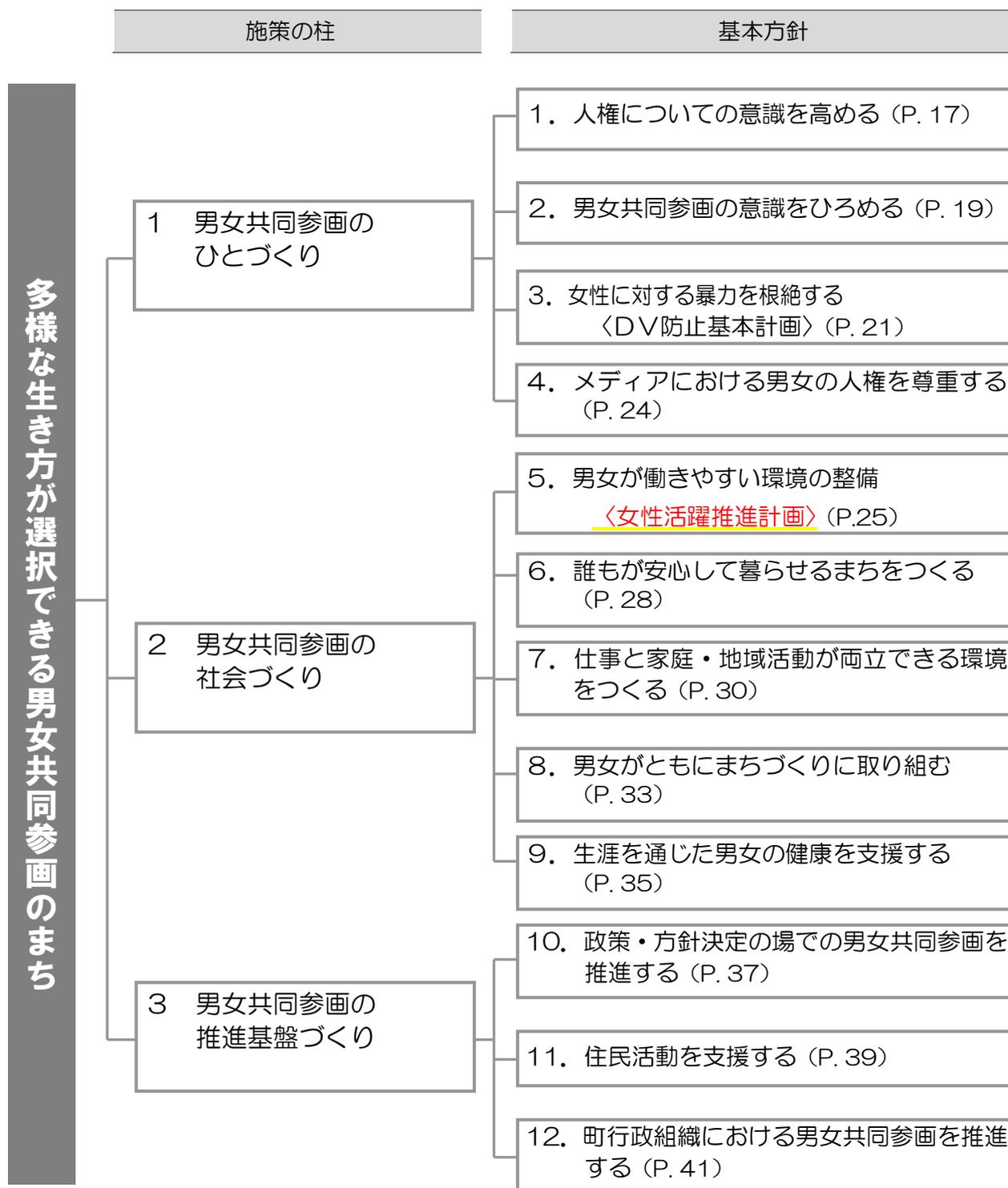
Ⅲ 男女共同参画の推進基盤づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で個性と能力を発揮して主体的に参画していくことが求められます。

そのためには、政策・方針決定の場をはじめ、家庭や地域社会において、性別に関係なく参画できる機会の確保が重要です。政策・方針決定過程に女性の参画を促進するとともに、家庭、地域活動においては男女が共に参画し、責任を分かちあえるよう啓発活動や情報提供に努めます。

また、男女共同参画に関する施策は、町政のあらゆる分野にわたっています。より効果的に施策を進めていくため、町関係部署の連携を強化し、推進体制の充実を図ります。

3 計画の体系

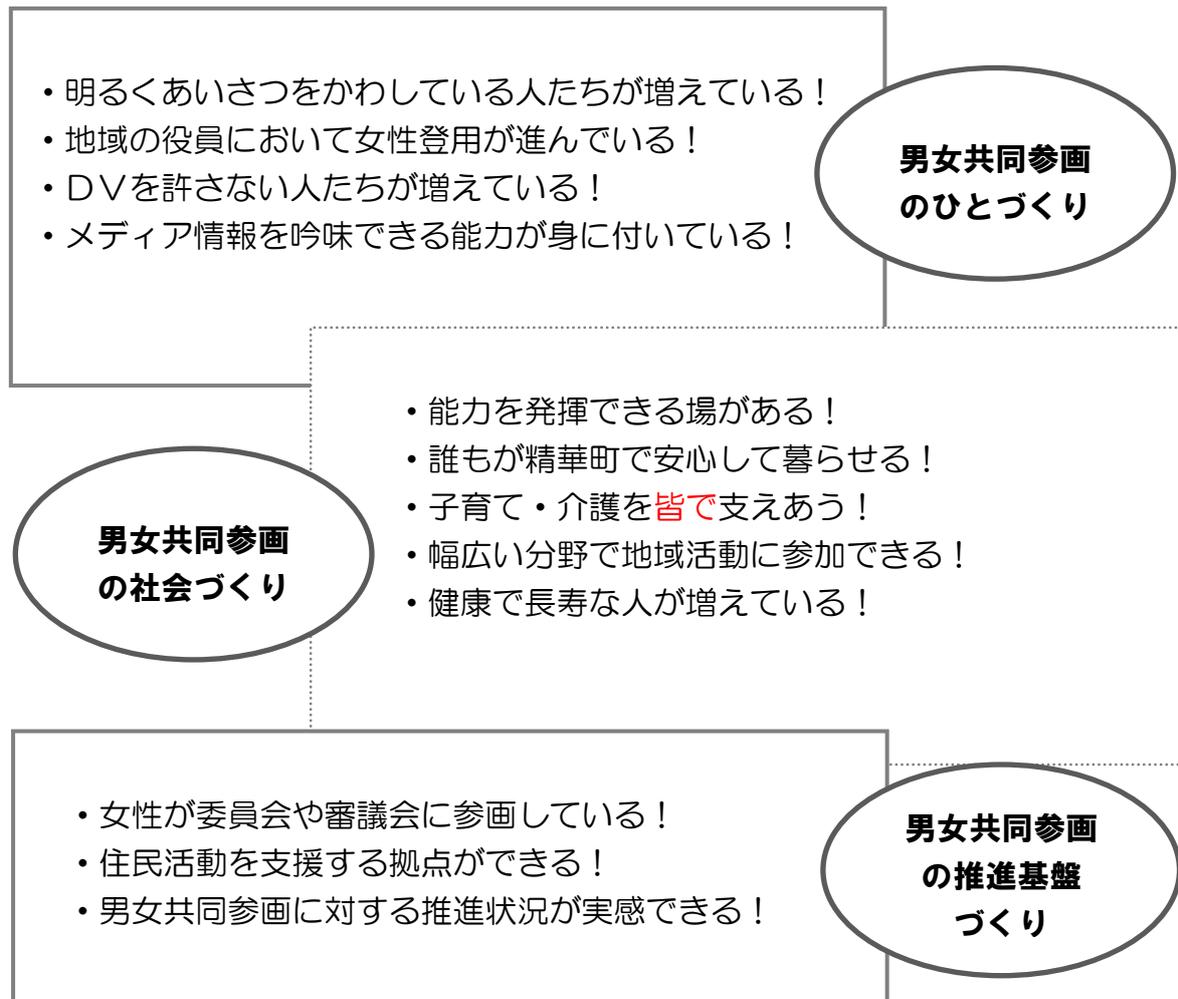


施策

- | | |
|--|--------------------------------|
| ①人権尊重の啓発
③男女共同参画の視点に立った生涯学習、家庭教育の推進 | ②性と男女平等に関する学校教育の充実 |
| ①男女共同参画に関する啓発
③性別役割分担意識に基づいた地域慣習の見直し
④図書館と連携した女性問題と男女共同参画に関する情報収集・提供の充実 | ②企業・各種団体における意識啓発
⑤セクハラ防止の強化 |
| ①DV防止に関する啓発
③DV被害者の安全確保と自立支援 | ②DV被害者に対する相談等の支援 |
| ①メディア・リテラシーに関する啓発 | ②広報・出版物等における表現の適正化推進 |
| ①雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
②農業・商工業における男女のパートナーシップの促進
③女性の再就職・ <u>起業</u> 、経済的自立に対する支援の拡充 | ④女性の能力開発の機会充実 |
| ①子どもや高齢者、障がい者、 <u>外国人、性的少数者など</u> 困難を抱えた人の人権を守る
②自立支援と社会参画の推進 | ③防災・災害時の男女共同参画の推進 |
| ①育児・介護に対する職場理解と法に基づく休業制度の普及促進・活用奨励
②家事、子育て、育児など、家庭責任に対する意識啓発
③家庭生活における男女共同参画の推進 | ④子育て、介護等支援体制の充実 |
| ①性別役割分担意識に基づいた地域慣習の見直し
③男女のエンパワーメント*の促進 | ②地域自治活動への男女共同参画の促進 |
| ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の理解の促進
②生涯を通じた男女の健康の保持推進 | ③保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備 |
| ①政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成
②地域の女性リーダーの養成 | ③委員会、審議会等への女性の積極登用 |
| ①男女共同参画の拠点づくり（ボランティア活動やNPOを支援する環境整備）
②女性の能力開発の機会充実 | |
| ①庁内推進体制の充実
②町職員への意識啓発 | |

4 達成目標

精華町が目指す男女共同参画社会の姿として、各基本方針に対する 12 の達成目標を設定します。



5 行動の指針

男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべきものであり、行政が単独で担うものではないため、住民・団体、事業者、行政が互いに連携し、支援しあい、「協働」を充実させながら、さらにきめ細かく対応を図っていきます。

施策の柱1

男女共同参画のひとづくり

基本方針1 人権についての意識を高める

住民が人権について理解を深め、お互いが相手を理解し、思いやり、認めあい、互いの人権を尊重しあう社会の実現につながるよう、多様な媒体を活用し、住民の幅広い年齢層に対してわかりやすい意識啓発に努めます。

施策① 人権尊重の啓発

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 住民意識の啓発			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌や町ホームページで啓発を行います。 ・ 人権、男女共同参画にかかる啓発期間にパネル展示等の啓発活動を実施します。 ・ 「精華町人権教育・啓発推進計画」を周知します。 	人権啓発課	広報誌等への記事の掲載	実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的に人権啓発研修を行います。 		研修会の開催	年3回×5年
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生児童委員協議会において、人権研修会を行います。 	社会福祉課	民生児童委員協議会の人権研修実施	年1回実施

施策② 性と男女平等に関する学校教育の充実

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における学習の場の活用			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際理解教育を推進します。 ・ いじめ防止のための相談体制や実態把握、問題発生時の調査体制を確立します。 ・ 性別にとらわれることなく、人権を尊重するための人権教育を充実します。 	教育支援室	授業の実施	実施

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(2) 啓発補助教材の作成・活用			
・教科書や副読本を活用し教育を行います。	学校教育課 教育支援室	授業の実施	実施
(3) 教職員への研修の充実			
・人権や男女共同参画に関する研修会へ教員が積極的に参加できる体制をつくります。	教育支援室	研修会への参加	年1回実施
(4) 管理職へ女性教職員の登用促進			
・管理職登用の事前研修等への女性の参加を働きかけます。	教育支援室	事前研修等への女性の参加	年1回実施
(5) 性に関する教育・学習の充実			
・町関係部署が連携して、ふれあい交流事業を通じて、性に関する教育・学習を行います。	生涯学習課	町内全中学校で年1回の実施	2校 (H30) ⇒ 3校 (R6)
・性に関する指導や互いを思いやる心をはぐくみます。 ・デートDV*に関する周知や啓発を図ります。	教育支援室	授業の実施	実施
(6) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実			
・小中学校で職場体験を行い、多様な分野に関心をもたせるキャリア教育*を行います。 ・教育的ニーズに応じた支援をします。	教育支援室	職場体験の実施	実施

施策③ 男女共同参画の視点に立った生涯学習、家庭教育の推進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 講演会・各種講座・広報誌等の活用、機会の充実			
・パパママ教室両親編、OG会等へ夫婦共の参加を促し、育児への男女共同参画を推進します。	健康推進課	パパママ教室の開催	実施
・女性団体等と協力し、講演会や講座を開催します。 ・女性団体等の情報誌の発行を支援します。	生涯学習課	研修会の開催	年1回実施
(2) P T A や女性団体等の学習会開催			
・PTA主催の講座や研修会の支援を行います。 ・女性団体等と協力し、講演会や講座を開催します。【再掲】	生涯学習課	研修会の開催	年1回実施
(3) 各世代に対応した学習材料の作成・提供			
・町関係部署が連携して、ふれあい交流事業を通じて、性に関する教育・学習を行います。【再掲】	生涯学習課	町内全中学校で年1回の実施	2校 (H30) ⇒ 3校 (R6)

基本方針2 男女共同参画の意識をひろめる

国や府と連携し、社会制度や慣行の見直しにつながる情報の収集に努めるとともに、町関係部署や関係機関、住民活動団体などと連携・協力し、男女共同参画社会についての理解の浸透を図ります。

施策① 男女共同参画に関する啓発

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底			
<ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力・人権侵害の情報の収集と提供を行います。 「男女共同参画週間」などを活用し、啓発活動を実施します。 広報誌や町ホームページで啓発を行います。【再掲】 	人権啓発課	広報誌等への記事の掲載	実施
<ul style="list-style-type: none"> 計画的に人権啓発研修を行います。【再掲】 		男女共同参画に関する研修会等への参加者	年200人×5年
<ul style="list-style-type: none"> 町関係部署と連携して、町職員への情報発信を行います。 	総務課	情報の発信	年1回実施
(2) 講演会・各種講座・広報誌等の活用、機会の充実			
<ul style="list-style-type: none"> 女性団体等と協力し、講演会や講座を開催します。【再掲】 女性団体等の情報誌の発行を支援します。【再掲】 	生涯学習課	講演会や講座の開催	年4回実施

施策② 企業・各種団体における意識啓発

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底			
<ul style="list-style-type: none"> 町関係部署と連携して、適切な啓発資料の配布を行い、周知を図ります。 	産業振興課	啓発資料の配布	実施
<ul style="list-style-type: none"> 企業に対して男女共同参画に関する実態調査を行い、意識啓発を図ります。 	人権啓発課	企業の実態調査の実施	実施
(2) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*の普及			
<ul style="list-style-type: none"> 商工団体並びに企業向け人権啓発研修会への参加を勧奨します。 	産業振興課	研修会の参加勧奨	実施

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
<ul style="list-style-type: none"> 企業・各種団体に啓発映像等、学習教材の提供を行います。 企業に対して男女共同参画に関する実態調査を行い、意識啓発を図ります。【再掲】 一般事業主行動計画の周知・啓発を行います。 	人権啓発課	学習教材等の提供	実施

施策③ 性別役割分担意識に基づいた地域慣習の見直し

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 男女共同参画の学習・啓発機会の充実			
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画講座を開催します。 	人権啓発課	講座の開催	年1回実施
<ul style="list-style-type: none"> 広報誌や町ホームページで啓発を行います。【再掲】 		広報誌等への記事の掲載	実施

施策④ 図書館と連携した女性問題と男女共同参画に関する情報収集・提供の充実

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 図書館と連携した女性問題と男女共同参画に関する情報収集・提供の充実			
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間などの啓発期間のテーマに合わせて、資料を収集し、住民に提供します。 	生涯学習課	男女共同参画に関連する資料の住民への情報提供	年2回実施

施策⑤ セクハラ防止の強化

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 職場等でのセクハラ防止推進			
<ul style="list-style-type: none"> 庁内機関誌等で相談窓口の情報発信・啓発を行います。 	総務課	庁内機関紙での啓発	実施
<ul style="list-style-type: none"> 町関係部署と連携して、適切な啓発資料の配布を行い、周知を図ります。【再掲】 	産業振興課	啓発資料の配布	実施
<ul style="list-style-type: none"> セクシュアル・ハラスメントに関する啓発映像、参考図書を企業に貸出します。 	人権啓発課	DVD、ビデオ貸出	実施

基本方針3 女性に対する暴力を根絶する【DV防止基本計画】

DVは、身体的暴力だけではなく精神的暴力、社会的暴力、性的暴力等を含む重大な人権侵害であるという認識を浸透させるため、広報、啓発活動を進めます。中学生や高校生には、デートDVについて理解するための教育を進めます。

子どもの前でのDVは、子どもに対する面前DVとして児童虐待にあたることから、関係部署と連携しながら相談にあたるとともに、職員の資質向上に努めます。

また、町関係部署及び、外部の関係機関との組織的な連携により、緊急時の被害者の安全確保から自立に向けた支援を実施します。

施策① DV防止に関する啓発

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 住民等への啓発・教育の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌や町ホームページで啓発を行います。【再掲】 ・ DVに関する講座案内等の情報提供を行います。 	人権啓発課	広報誌等への記事の掲載	年1回実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパープルリボン・プロジェクトとパネル展示を行います。 		パープルリボン・プロジェクトの取り組み	年1回実施
(2) DV被害者への情報提供			
<ul style="list-style-type: none"> ・ DVに関する書籍等の情報提供を行います。 	生涯学習課	特設コーナーで紹介	実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ DV防止啓発冊子・相談カードを作成・配布します。 ・ 男性相談カードを作成・配布します。 ・ 関係機関と協働し、DVに関する講座を実施します。 	人権啓発課	啓発資料の作成・配布	年2,000部

施策② DV被害者に対する相談等の支援

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 相談体制の充実・強化			
<ul style="list-style-type: none"> ・ DV相談に対応します。 ・ 町関係部署と連携して相談・支援を行います。 ・ 女性の人権問題の相談先を紹介します。 ・ 男性相談の情報提供を行います。 	人権啓発課	相談の実施等	実施

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
<ul style="list-style-type: none"> 支援措置対象者に関する交付制限等の情報について町関係部署と情報共有を行います。 住民票の異動に関わる相談で DV 等の被害が疑われる場合は DV 担当課と連携し対応します。 	総合窓口課	関係課との情報共有	実施

(2) 関係機関との連携強化

<ul style="list-style-type: none"> 町関係部署と外部の関係機関でケース会議を開催し、DV 被害者の支援を行います。 要保護児童対策地域協議会*と連携して、DV 被害者と子どもへの支援体制を整備します。 	人権啓発課	ケース会議等の開催	実施
---	-------	-----------	----

施策③ DV被害者の安全確保と自立支援

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
-------------	------	------	----

(1) DV被害者の保護

<ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体や府等の一時保護を活用し、迅速・円滑な一時保護を行います。 	人権啓発課	支援の実施	実施
---	-------	-------	----

(2) DV被害者の自立支援

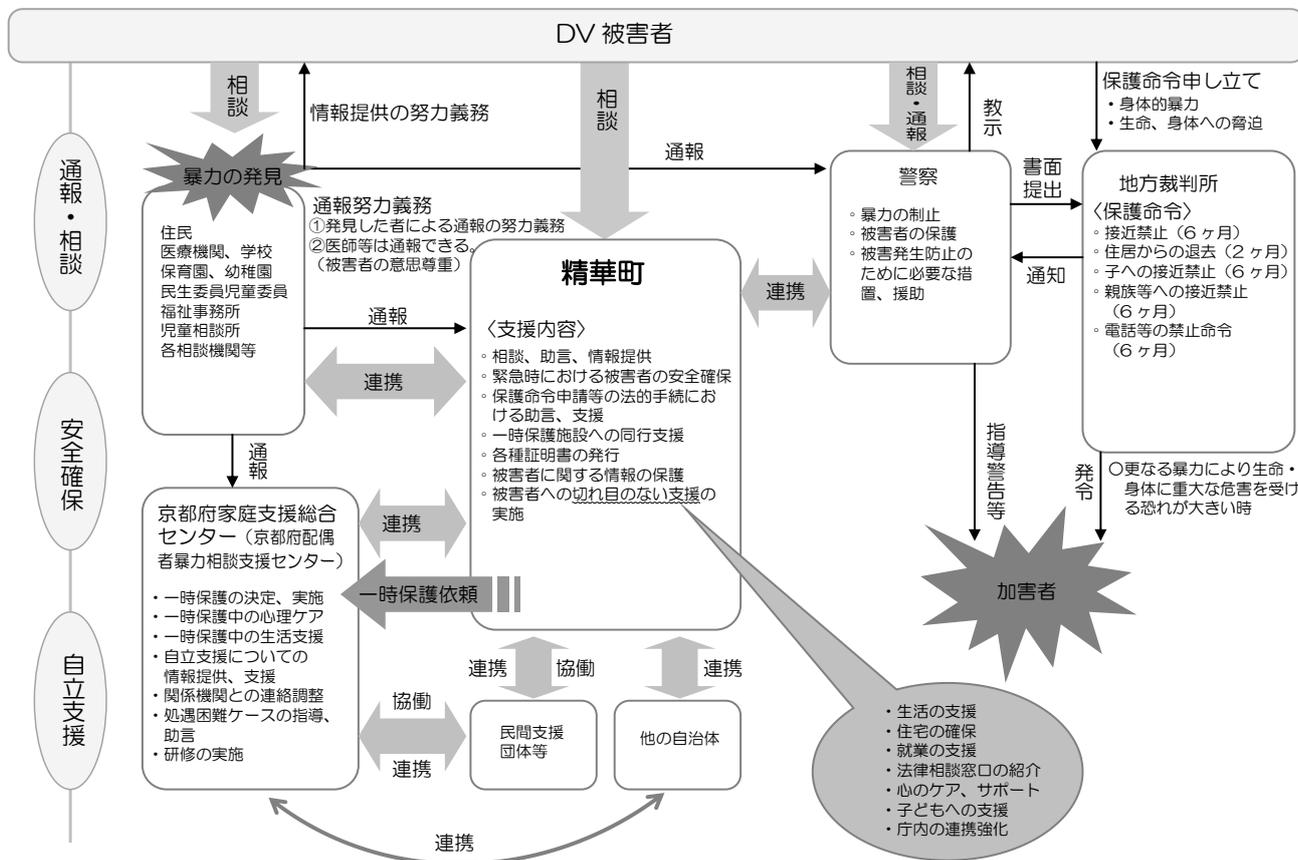
<ul style="list-style-type: none"> 府や他自治体等と連携して、自立に向けた支援を行います。 被害者の心理的ケアに努めるとともに、本人の意思を尊重した支援を行います。 	人権啓発課	支援の実施	実施
---	-------	-------	----

(3) 関係機関との連携・協働

<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携・協働体制を充実します。 	人権啓発課	民間支援団体との情報共有	実施
--	-------	--------------	----



DV 被害者への支援体制図



【一時保護】

安全確保のため、被害者や同伴の家族を一時的に専用の施設に保護します。

【保護命令】

配偶者（事実婚や生活の本拠を共にする交際相手等を含む）から、身体的暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、更なる身体的暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合に、地方裁判所に申し立てることができます。

《保護命令の種類》…命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- 被害者への接近禁止命令<6か月間>
- 被害者の子、親族等への接近禁止命令<6か月間>
- 電話等禁止命令（メール、ファックス含む）<6か月間>
- 退去命令<2か月間>

【配偶者暴力相談支援センター】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のために、DV法に基づいて設置された施設です。京都府の配偶者暴力相談支援センターは、京都府家庭支援総合センター、南部家庭支援センター、北部家庭支援センターです。

基本方針4 メディアにおける男女の人権を尊重する

インターネット技術の進歩により、パソコンやスマホなどの携帯電話が急速に普及し、現在、LINE や Facebook などの SNS* を多くの人々が使用しています。生活の身近な場面で様々な情報に触れる機会が多くなっているため、メディアが社会や生活に及ぼす影響について理解を促すとともに、メディアの多様化や情報化の進展に対応できるように、メディア・リテラシーの向上を支援します。

施策① メディア・リテラシーに関する啓発

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) メディア・リテラシー向上のための広報・啓発			
・ 広報誌や町ホームページで啓発を行います。【再掲】	人権啓発課	広報誌等への記事の掲載	年 1 回実施

施策② 広報・出版物等における表現の適正化推進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 町の刊行物等におけるガイドライン*の作成			
・ 広報誌等作成のための職員研修を実施します。 ・ 表現ガイドラインを作成します。	企画調整課	ガイドラインの作成	作成
・ 町関係部署と連携して、表現の適正化に関する情報提供を行います。	人権啓発課	情報提供の実施	実施

施策の柱 2

男女共同参画の社会づくり

基本方針5 男女が働きやすい環境の整備【女性活躍推進計画】

男女雇用機会均等法などの法令の周知を図るとともに、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業者などに働きかけ、男女がともに、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

また、本町においても「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画を策定し、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組みを推進します。

施策① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 役職への女性の登用促進			
<ul style="list-style-type: none"> 女性管理職の登用を働きかけます。 女性が能力を発揮しやすい環境整備につながる意識を醸成します。 	関係各課	女性管理職比率(課長級以上)	9% (H30) ⇒ 20% (R6)
<ul style="list-style-type: none"> 女性管理職の登用を積極的に実施するとともに、登用後のフォローを行います。 	総務課	女性管理職比率(課長級以上)	9% (H30) ⇒ 20% (R6)
(2) 男女共同参画社会基本法、<u>女性活躍推進法</u>などに関する啓発			
<ul style="list-style-type: none"> 町職員研修で、「人権・男女共同参画」の時間を設けます。 <u>女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の策定に関する広報を行います。</u> 	総務課	研修の実施	実施
		実施状況の公表	
<ul style="list-style-type: none"> 町関係部署と連携して、適切な啓発資料の配布を行い、周知を図ります。【再掲】 	産業振興課	啓発資料の配布	実施
<ul style="list-style-type: none"> 広報誌や町ホームページで啓発を行います。【再掲】 	人権啓発課	広報誌等への記事の掲載	実施
(3) 職場内研修実施の促進			
<ul style="list-style-type: none"> 町職員研修で、「人権・男女共同参画」の時間を設けます。【再掲】 	総務課	研修の実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する職員研修を行います。 	人権啓発課	研修の実施	実施

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(4) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及			
・ 広報誌や町ホームページで啓発を行います。【再掲】	人権啓発課	広報誌等への記事の掲載	実施
(5) 雇用における男女の機会均等と平等待遇の推進			
・ 男女に関係なく、役場職員の採用基準や給与等待遇の公平性を保ちます。 ・ 男性の育児休暇の取得に関する周知を図ります。	総務課	町男性職員の育児休業取得率	0% (H30) ⇒ 10% (R6)
・ 就職個別相談会を月に1回実施します。	社会福祉課	就職相談会の実施	年12回実施

施策② 農業・商工業における男女のパートナーシップの促進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 家族経営協定締結の促進・支援			
・ 関係団体に働きかけ、家族経営協定*締結の促進・支援を行います。	産業振興課	家族経営協定の締結数	10戸 (H30) ⇒ 15戸 (R6)
(2) 商工会や農業団体による男女共同参画の取り組み支援			
・ 町関係部署と連携して、適切な啓発資料の配布を行い、周知します。【再掲】	産業振興課	啓発資料の配布	実施
(3) 女性へ施策施策の技術・経営等の研究機会の拡充・促進			
・ 農産物加工グループや商工会女性部の活動並びに研修を支援します。	産業振興課	女性農業士認定数	2人

施策③ 女性の再就職・起業、経済的自立に対する支援の拡充

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 研修・講演会の実施・充実			
・ 女性団体等と協力し、講演会や講座を開催します。【再掲】	生涯学習課	講演会や講座の開催	年4回実施
・ 支援機関の情報提供を行います。	人権啓発課	ホームページでの情報提供	実施
(2) 相談窓口の設置			
・ 人権センターで求職相談を実施します。	人権啓発課	求職相談の実施	年1回実施
(3) 女性の起業に関する支援機関の情報提供			
・ <u>支援機関の情報提供を行います。</u>	人権啓発課	ホームページでの情報提供	実施

施策④ 女性の能力開発の機会充実

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 就業に関連する情報の収集・提供体制の整備			
・就労先の情報を提供します。	社会福祉課	情報提供の実施	実施
・ハローワーク等からの就職支援に関する情報を提供します。	人権啓発課	情報提供の実施	実施
(2) 就業支援講座の開催の検討			
・関係機関、町関係部署と協働し、福祉職の再就職講座などを実施します。	社会福祉課	講座の開催	実施

基本方針6 誰もが安心して暮らせるまちをつくる

関係部署や関係機関、住民活動団体などと連携・協力し、様々な困難を抱えた人の自立につなげるための支援、家庭や地域において健康で安心して暮らせるための支援、男女がともに家庭生活を営みながら、働くことができるための支援・サービスの充実に努めます。

また、防災活動への女性の積極的な参画を促し、被災時における男女のニーズの違いに配慮するなど、男女共同参画の視点を入れた災害対策を関係部署と推進します。

施策① 子どもや高齢者、障がい者、外国人、性的少数者など困難を抱えた人の人権を守る

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 暴力、虐待、 <u>差別等</u> を根絶するための体制整備、予防・啓発の充実			
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>精華町</u>こころの相談室を開設します。 ・庁内連携会議を開催します。 	人権啓発課	相談の実施	年48回実施
<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会による定期的な会議やケース検討などを行います。 ・家庭相談員を設置し、相談体制強化と組織的な取り組みを推進します。 	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会開催	年7回実施
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止に関する研修会を開催します。 		相談員等の研修会への参加	実施
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に関する住民の意識高揚を図ります。 		児童虐待防止期間での啓発	年1回実施
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター利用者への啓発を行います。 ・臨床発達心理士が対応できる相談の場を設けます。 	子育て支援センター	臨床発達心理士による相談	実施
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の相談体制を整備します。 ・町自立支援協議会の権利擁護部会において、障がいのある人の虐待予防・啓発・発生時の体制を整備します。 	社会福祉課	権利擁護部会の開催	年6回実施
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の相談体制を整備します。 ・地域包括ケアシステム構築を念頭に、関係機関との連携強化を図ります。 	高齢福祉課	地域包括連絡会議の開催	年12回実施
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>外国人住民が子育てしやすい環境づくりを行います。</u> 	企画調整課	交流事業実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>性の多様性に関する啓発を行います。</u> ・<u>性的少数者に配慮し、書類の性別欄を見直します。</u> 	人権啓発課	啓発の実施	実施

施策② 自立支援と社会参画の推進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 高齢者の就業促進、社会参加促進、単身高齢者の生活支援			
<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターと協働して、高齢者の生活支援に取り組みます。 高齢者の居場所づくりに取り組みます。 	高齢福祉課	シルバー人材センター会員数	400人
		ふれあいサロン開設地区数	38地区/42地区
(2) 様々な困難を抱える人々への支援			
<ul style="list-style-type: none"> 相楽圏域の障害者自立支援協議会と連携し、研修会を実施します。 	社会福祉課	研修会の実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> 人権・なやみごと相談を定期的に行います。 精華町こころの相談室を開設します。【再掲】 	人権啓発課	相談の実施	年12回
			年48回
<ul style="list-style-type: none"> 生活に関する英語版の情報を提供し、外国人に対し生活支援を行います。 	企画調整課	英語版の情報提供	実施

施策③ 防災・災害時の男女共同参画の推進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 防災・災害時の配慮に関する意識啓発や支援			
<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練や講話、自主防災会の活動などの機会を通じて、被災時の女性保護などに対する意識を啓発します。 	消防本部	啓発活動の実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> 災害時を想定した防災マップの多言語化に取り組みます。 	企画調整課	防災マップの多言語化	実施
<ul style="list-style-type: none"> 災害時における女性への配慮を学習する場を設けます。 災害時の女性向けの備蓄品の用意について、各家庭に呼びかけや啓発を行います。 	危機管理室	HUG*の実施	年1回実施

基本方針7 仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる

性別にかかわらず、生涯を通じて仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれたものとなるよう、男性の家事・育児・介護への参加など、家族が協力して家庭生活を担う必要性と責任の重要性について住民の意識高揚に努めるとともに、子育てや介護を支援するサービスの充実に努めます。

施策① 育児・介護に対する職場理解と法に基づく休業制度の普及促進・活用奨励

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底			
・町関係部署と連携して、適切な啓発資料の配布を行い、周知を図ります。【再掲】	産業振興課	啓発資料の配布	実施
(2) 企業対象の研修会実施			
・商工団体並びに企業向け人権啓発研修会への参加を勧奨します。【再掲】	産業振興課	研修会への参加勧奨	実施

施策② 家事、子育て、育児など、家庭責任に対する意識啓発

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) ワーク・ライフ・バランス推進の啓発			
・広報誌や町ホームページで啓発を行います。【再掲】	人権啓発課	広報誌等への記事の掲載	実施
・町広報誌、ホームページを活用し、子育て支援事業の情報を提供します。	子育て支援課	情報の提供	実施
・子育て情報誌を発行します。	子育て支援センター	情報誌の発行	実施

施策③ 家庭生活における男女共同参画の推進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 男性の家事・子育てなどの技術の習得支援			
<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターや各保育所において、土曜日の園庭開放など子育て支援事業の実施、充実に努めます。 	子育て支援課	園庭開放の実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> 保育実習を受け入れ、子育てや保育技術を学ぶ機会とします。 	保育所	保育実習の受け入れ実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> 父親の育児参加の場を設け、情報提供を行います。 父母と一緒に子育てする体制づくりに取り組みます。 親子ふれあい遊び、運動遊び等を開催します。 	子育て支援センター	講座等の開催	実施
<ul style="list-style-type: none"> 父親の育児参加を促すため、パパママ教室で体験型プログラムを実施します。 	健康推進課	講座の実施	実施
(2) 父子手帳等の作成・配付			
<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時に父子手帳の配布をします。 ホームページでの情報発信に努めます。 	健康推進課	父子手帳の配布	1,200冊／5年
(3) 男性が参画しやすい子育てや介護の条件整備			
<ul style="list-style-type: none"> 運動会や発表会、保育参観などへの父親の参加を促します。 	保育所	啓発活動の実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援事業に、在宅親子が参加しやすい状況をつくれます。 各種教室や講座などを土曜日に開催し、父親の参加しやすい場を提供します。 	子育て支援センター	土曜日の講座開催	実施
<ul style="list-style-type: none"> 男性を対象とした料理教室を開催します。 	健康推進課	料理教室の開催	年1回実施
<ul style="list-style-type: none"> パパママ教室両親編を土曜日又は日曜日に実施し、父親が参加しやすいものとします。 	健康推進課	パパママ教室の休日開催	年4回実施
<ul style="list-style-type: none"> 男性の育児に関する啓発を行います。 	人権啓発課	広報誌等への記事の掲載	実施
(4) 男性の積極的な参画促進			
<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時等に、父親向け啓発冊子を配布します。 町関係部署と連携します。 	健康推進課 人権啓発課	父親向け啓発冊子の配布	1,300冊／5年

施策④ 子育て、介護等支援体制の充実

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 地域における育児・介護の支援体制づくり			
<ul style="list-style-type: none"> 各種保育サービスの充実を図り、育児相談や子育て支援事業を実施します。 放課後児童クラブの施設の改修など、放課後児童クラブ環境の充実に努めます。 NP、BPプログラム*を実施し、子育てに悩みを感じている親を支援します。 ファミリー・サポート・センター*等、地域で気軽に受けられる仕組みを整備します。 	子育て支援課	ファミリー・サポート・センター事業の実施	実施
		子育て支援利用者支援事業	1か所
<ul style="list-style-type: none"> 在宅親子の集える場を設定し、育児相談や遊びの場を提供します。 保育所の祖父母や地域の高齢者との交流を深める場を設定し、世代間交流を図ります。 保育所における相談支援体制のより一層の充実に努めます。 	保育所	地域子育て拠点事業	年 240 回開催
<ul style="list-style-type: none"> 各種子育て支援事業を実施し、妊婦の時期から育児支援を行う体制づくりをします。 発達の気になる子どもに対して講座を開催する等支援の充実を図ります。 子育て地域パートナー養成講座を実施します。 	子育て支援センター	講座等の実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診時等を活用し、育児相談を行います。 子どもの発達に不安を持っている親が相談できる機会をつくります。 	健康推進課	乳幼児健診での育児相談の実施	受診者全員
<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画の重点施策の進捗状況を確認します。 臨床発達心理士など専門員による保健福祉の連携による相談援助活動を実施します。 	社会福祉課	地域福祉計画の進捗状況確認	実施
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター*において、様々な介護にかかる諸問題に対応します。 	高齢福祉課		
(2) 高齢者の就業促進、社会参加促進、単身高齢者の生活支援			
<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターと協働して、高齢者の生活支援に取り組みます。【再掲】 	高齢福祉課	シルバー人材センター会員数	400人
(3) 様々な困難を抱える人々への支援			
<ul style="list-style-type: none"> 相楽圏域の障害者自立支援協議会と連携し、研修会を実施します。【再掲】 	社会福祉課	研修会の実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> 人権・なやみごと相談を定期的に行います。【再掲】 精華町こころの相談室を開設します。【再掲】 	人権啓発課	相談の実施	年 12 回実施
			年 48 回実施

基本方針8 男女がともにまちづくりに取り組む

企業や自治会など様々な地域組織・各種団体の方針決定の場における女性の登用に
関する意識啓発や情報提供を行い、男女がともに参画する地域づくりを進めます。

施策① 性別役割分担意識に基づいた地域慣習の見直し

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 住民の自主的学習活動の支援			
・啓発映像を各種団体の学習教材として提供します。	人権啓発課	啓発映像の提供	実施
(2) 社会制度や法律に関する情報発信			
・ホームページや広報、SNSなど多様な媒体を活用し、 広報・啓発を行います。 ・広報紙面での効果的な情報発信を行います。	企画調整課	広報紙等への 記事の掲載	実施
・広報紙や町ホームページ等で啓発を行います。【再掲】	人権啓発課	広報紙等への 記事の掲載	実施

施策② 地域自治活動への男女共同参画の促進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 地域自治推進体制の再整理			
・自治会や町政協力員への女性の登用促進を働きかけます。	総務課	自治会等への 意識啓発	実施
・議会報告会での託児サービスを実施します。	議会事務局	託児サービス の実施	実施
(2) 団体等の役職への女性の登用促進			
・関係団体への登用促進を働きかけます。 ・地域の関係団体での話し合いにおいて、女性の声を取り 入れていくよう働きかけます。	関係各課	審議会等の女性 委員登用割合	28% (H30) ⇒ 30% (R6)
(3) 先進情報の提供			
・ホームページや広報、SNSなど多様な媒体を活用し、 先進情報の住民周知を行います。	企画調整課	先進情報の提供	実施
・男女共同参画審議会の会議録をホームページで公開し ます。	人権啓発課	会議録の公開	実施

施策③ 男女のエンパワーメントの促進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 男女共同参画の活動を促進する人や団体の育成と発掘			
・女性人材リスト*への登録を推進します。	人権啓発課	女性人材リスト登録者数	11人 ⇒ 15人 (H30) ⇒ (R6)
(2) 研修・講演会の実施・充実			
・女性団体等と協力し、講演会や講座を開催します。【再掲】 ・女性団体等の情報誌の発行を支援します。【再掲】	生涯学習課	講演会や講座の開催	年4回実施
・男女共同参画講座を開催します。【再掲】	人権啓発課	男女共同参画イベントの男性参加者割合	23% ⇒ 40% (H30) ⇒ (R6)

基本方針9 生涯を通じた男女の健康を支援する

男女がともに正しい知識を持ち、より良い協力関係を保つことができるよう、啓発活動を充実し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解の促進を図ります。

施策① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念に関する啓発			
<ul style="list-style-type: none"> 妊娠期の体の変化について夫が疑似体験を行うことにより理解を深めます。 出産後の育児のイメージをしやすいよう、先輩パパママと交流を行います。 	健康推進課	パパママ教室の実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> 女性がん検診等の啓発を行います。 検診に託児を設け、受診しやすい体制を整えます。 	健康推進課	子宮がん検診受診率	37% (H30) ⇒ 50% (R6)
		乳がん検診受診率	43% (H30) ⇒ 50% (R6)
<ul style="list-style-type: none"> 精華町こころの相談室を開設します。【再掲】 男性相談カードを作成・配布します。【再掲】 	人権啓発課	相談の実施	年 48 回
		作成・配布	年 100 枚

施策② 生涯を通じた男女の健康の保持推進

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 生涯を通じた男女の健康保持、健康を脅かす問題についての対策			
<ul style="list-style-type: none"> 妊婦健康診査受診券を交付し、妊婦の健康保持を図ります。 	健康推進課	健康診査の実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> 健診後の保健指導を実施し、健康の維持増進を図ります。 不妊・不育治療に対する費用を助成し、妊娠を望む夫婦を支援します。 		保健指導の実施	
<ul style="list-style-type: none"> 特定健診の啓発を行います 	国保医療課	特定健診受診率	45% (H30) ⇒ 65% (R6)
<ul style="list-style-type: none"> 広報や町ホームページで啓発を行います。【再掲】 	人権啓発課	広報誌等への記事の掲載	実施

施策③ 保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備			
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケア構築を念頭に、連携強化を図ります。 	高齢福祉課	地域包括ケアの実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> 障害者相談において、個別ケースでの保健・医療、福祉との連携体制を図ります。 	社会福祉課	障害者相談の実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> 健診の結果説明会や医師による健康講演会及び相談などを実施します。 母子健康包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたり、必要に応じて関係機関と連携し、相談業務を行います。 	健康推進課	健康講演会・相談業務の実施	実施
<ul style="list-style-type: none"> 精華町こころの相談室を開設します。【再掲】 	人権啓発課	精華町こころの相談室相談件数	86件 (H30) ⇒ 96件 (R6)
<ul style="list-style-type: none"> 虐待に関するケース会議を適宜開催し、保健・医療、福祉と連携した体制で相談援助を行います。 がん教育など健康に関する教育を行います。 	教育支援室	ケース会議の開催	実施

施策の柱 3

男女共同参画の推進基盤づくり

基本方針10 政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する

女性団体等を中心にこれまでに育成した人材を活かしながら、女性自身の意識や行動の改革を促すとともに、女性の能力開発支援として教育・学習機会の充実を図ります。

施策① 政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成			
<ul style="list-style-type: none"> 女性人材リストへの登録を推進します。【再掲】 講座、講演会等を計画的に実施します。 	人権啓発課	女性人材リスト登録者数	11人 (H30) ⇒ 15人 (R6)
(2) 研修・講演会の実施・充実			
<ul style="list-style-type: none"> 女性団体等と協力し、講演会や講座を開催します。【再掲】 女性団体等の情報誌の発行を支援します。【再掲】 	生涯学習課	講演会や講座の開催	年4回実施
<ul style="list-style-type: none"> 地域のリーダーを育成する研修等への参加を促進します。 関係団体と連携し、計画的に講座、講演会を実施します。 	人権啓発課	女性指導者養成研修者数	年2人

施策② 地域の女性リーダーの養成

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 目標を設定した女性登用の促進			
<ul style="list-style-type: none"> 審議会等における女性委員の登用・選出を促進します。 	関係各課	女性委員のいる審議会の割合	90% (H30) ⇒ 100% (R6)
(2) 委員の公募制の推進			
<ul style="list-style-type: none"> 審議会等における公募制を進めます。 	関係各課	公募委員の募集の実施	実施

施策③ 委員会、審議会等への女性の積極登用

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 委員会等の夜間・休日開催の検討			
<ul style="list-style-type: none"> イベント開催時に保育室を設け、小さい子どもを持つ保護者が参加しやすいよう配慮します。 会議の開催を、昼間に限らず様々な委員が参加しやすい時間帯とします。 	関係各課	委員会等での託児の実施	実施
		時間帯に配慮した会議の開催	実施
(2) 人材データベースの整備・活用			
<ul style="list-style-type: none"> 庁内における女性人材リストの活用を勧めます。 	人権啓発課	女性人材リスト登録者数	11人 (H30) ⇒ 15人 (R6)

基本方針11 住民活動を支援する

NPO等各種団体等の活動拠点として機能が充実するよう、環境づくりに努めます。また、住民活動の場において女性が活躍できるよう支援します。

施策① 男女共同参画の拠点づくり（ボランティア活動やNPOを支援する環境整備）

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) ボランティア活動やNPOを支援する環境整備			
・ボランティア活動やNPOを支援する環境整備に取り組みます。	協働のまちづくり推進室	ボランティア団体やNPOとの協議の開催	実施
・地域福祉の担い手の養成に関する研修会を実施し、連携強化を図ります。	社会福祉課	担い手養成の研修会の実施	年1回実施
・ボランティアの人材育成のための講座を町内各集会所で実施します。	高齢福祉課	ボランティア人材育成講座の実施	年1回実施
(2) 活動拠点の整備			
・ボランティア団体やNPOなどの民間団体と連携を図ります。 ・各種団体との連携を図ります。	関係各課	活動拠点の整備	実施

施策② 女性の能力開発の機会充実

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 相談窓口の設置			
・女性職員を対象とした能力開発推進に向けて研修を行います。	総務課	研修の実施	実施
・職員（保育士・給食調理員・相談員等）研修を実施し、スキルアップを図ります。	子育て支援課	研修の実施	実施
・子育て支援事業の中で様々な相談に対応します。	子育て支援センター	相談活動の実施	実施
・社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動に関する相談窓口を設置します。	社会福祉課	相談窓口の実施	実施
・支援機関による相談窓口の情報を提供します。	人権啓発課	情報の提供	実施
・消防団女性部による防災等の相談を実施します。	消防本部	相談の実施	実施

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(2) 情報提供などの活動支援			
・町職員に対し、女性対象の研修を含む各種研修の情報を提供します。	総務課	情報の提供	実施
・女性団体等への情報提供と活動支援を行います。	人権啓発課	情報の提供	実施
・企業の社会的責任についての情報を提供します。	産業振興課	情報の提供	実施
・学校に必要な活動の情報を提供します。	生涯学習課	情報の提供	年2回実施
・女性団体等の情報誌の発行を支援します。【再掲】 ・府などで開催される各種講座情報を提供します。	生涯学習課	各種講座情報の発信	年2回実施
・住民の希望に応じて救命講習や応急処置講習を行います。 ・地域団体に町の防火防災体制を理解してもらう取り組みを行います。	消防本部	講習等の実施	随時実施
(3) 住民活動グループの育成、支援			
・IT ボランティアを対象に研修を行います。	情報政策室	研修の実施	年1回実施
・住民活動団体と連携します。	人権啓発課	連携した事業の実施	実施
・関係団体の活動支援や周知に努めます。	生涯学習課	住民活動グループの情報発信	実施

基本方針12 町行政組織における男女共同参画を推進する

施策を総合的かつ効果的に推進するため、町関係部署の連携を強化し取り組みを進めます。

また、男女共同参画審議会に施策の進捗状況を報告し、幅広い意見を受けながら、男女共同参画推進会議により、その進行管理を行います。

さらに、町自体が一つの事業者として他の事業者のモデルとなれるよう、町行政組織における男女共同参画を進めます。

施策① 庁内推進体制の充実

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 男女共同参画施策を総合的に推進する			
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進研究会（ワーキンググループ）で男女共同参画推進に係る調査及び研究を行います。 町職員研修を行います。【再掲】 男女共同参画推進会議を年1回以上開催します。 	人権啓発課	男女共同参画推進会議の開催	年1回実施
(2) 男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底			
<ul style="list-style-type: none"> 町職員研修で「人権・男女共同参画」の時間を設けます。【再掲】 	総務課	研修の実施	実施

施策② 町職員への意識啓発

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(1) 町職員への啓発や意識改革のための研修の充実			
<ul style="list-style-type: none"> 町職員研修を行います。【再掲】 町職員の意識調査を実施します。 	人権啓発課	研修の実施	年1回実施
		意識調査の実施	5年毎実施
<ul style="list-style-type: none"> 町職員に対し、教育を行います。 	消防本部	研修の実施	実施
(2) 育児・介護に対する職場理解の推進と法に基づく休業制度の積極活用			
<ul style="list-style-type: none"> 子どもが誕生する職員に対し、男性の育児に関する冊子を提供します。 	総務課	冊子の配布	実施

具体的な取り組みと概要	担当部署	指標項目	目標
(3) 女性管理職の積極的登用の促進			
<ul style="list-style-type: none"> 女性管理職登用を促進します。【再掲】 	総務課	女性管理職比率(課長級以上)	9% (H30) ⇒ 20% (R6)
(4) 女性職員への研修機会等の充実			
<ul style="list-style-type: none"> 女性職員を対象とした能力開発推進に向けて研修を行います。【再掲】 女性の研修参加を促進します。 	総務課	研修の実施	実施
(5) 町女性職員の管理職研修の充実と管理職登用の促進			
<ul style="list-style-type: none"> 女性管理職登用を促進します。【再掲】 女性職員の管理職研修について受研勧奨します。 	総務課	女性管理職比率(課長級以上)	9% (H30) ⇒ 20% (R6)
<ul style="list-style-type: none"> 職員の昇任試験受験を推進します。 	消防本部		
(6) 職場環境の見直し			
<ul style="list-style-type: none"> 女性職員に配慮した職場環境の整備や勤務体系の見直しを図ります。 	消防本部	職場環境の整備	実施
(7) 健康に関する相談援助体制の整備			
<ul style="list-style-type: none"> 町職員への産業医による相談の場を設けるとともに、周知を図ります。 	総務課	産業医による相談	年12回実施

1 推進体制

男女共同参画に関する施策は、町政のあらゆる分野にわたっています。より効果的に施策を進めていくため、町関係部署の連携を強化するとともに、男女共同参画推進会議を活用した計画の推進を図ります。

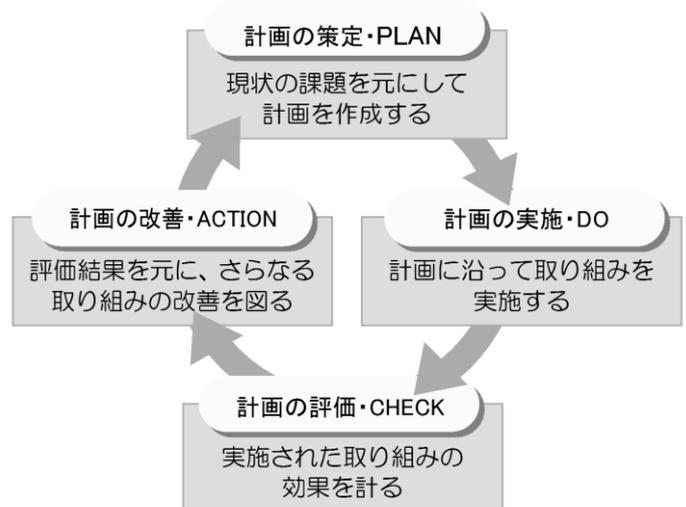
また、男女共同参画社会の形成を推進していくためには、行政だけでなく住民・地域・事業者・各種団体等が連携し、本計画に基づいた取り組みを様々な場面で展開していくことが必要です。このため、住民の参画を広く求め、協働のもとに推進していきます。

2 計画の進行管理と評価の実施

本計画をより実効性のあるものとするためには、施策の効果等を検証・評価し、必要に応じて実施方法などを見直していくことが重要です。このため、本計画に位置づけられる取り組みについては、指標項目を設定し、関連する部署において1年に1回実施状況の確認を行うことで、町職員における男女共同参画意識の向上を図るとともに、年次ごとにこの計画の進捗状況をチェックします。進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

そして、本町の男女共同参画計画を推進するため、意見調整や提言などを行う住民代表機関である精華町男女共同参画審議会に必要に応じて報告を行い、幅広い意見を受けながら計画の管理を進めます。

PDCAサイクルのイメージ



3 計画の数値目標

計画全体を評価する指標として数値目標を以下のとおりに設定します。各項目について男女共同参画の視点による評価、公表を行い、目標や取り組みの見直しを行います。

指標		目標値 (R6)	
基本方針 1 人権についての意識を高める	人権研修会の実施	年3回×5年	
基本方針 2 男女共同参画の意識をひろめる	男女共同参画に関する研修会等への参加人数	1,000人/5年	
基本方針 3 女性に対する暴力を根絶する	DV防止啓発資料の作成・配布	10,000部/5年	
基本方針 4 メディアにおける男女の人権を尊重する	メディア・リテラシー向上のための広報誌への記事の掲載	年1回×5年	
基本方針 5 男女が働きやすい環境の整備	町男性職員の育児休業取得率	0% (H30) ⇒ 10% (R6)	
	子育て世代における女性の労働力率・(労働力人口/女性の人口)	30~34歳	68% (H30) ⇒ 80% (R6)
		35~39歳	67% (H30) ⇒ 68% (R6)
基本方針 6 誰もが安心して暮らせるまちをつくる	ふれあいサロン開設地区数(※1)	35地区 (H30) ⇒ 38地区 (R6)	
基本方針 7 仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる	父子手帳の配布数	1,200冊/5年	
	父親向け啓発冊子の配布	1,300冊/5年	
基本方針 8 男女がともにまちづくりに取り組む	審議会等の女性委員登用割合(※2)	28% (H30) ⇒ 30% (R6)	
基本方針 9 生涯を通じた男女の健康を支援する	特定健診受診率	45% (H30) ⇒ 65% (R6)	
	乳がん検診受診率	43% (H30) ⇒ 50% (R6)	
	子宮がん検診受診率	37% (H30) ⇒ 50% (R6)	
基本方針 10 政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する	女性委員のいる審議会の割合(※2)	90% (H30) ⇒ 100% (R6)	
基本方針 11 住民活動を支援する	ボランティア養成研修会の実施	5回/5年	
基本方針 12 町行政組織における男女共同参画を推進する	女性管理職員比率(課長級以上)	9% (H30) ⇒ 20% (R6)	

(※1) NPO 法人東畑みんなの元気塾(常設型サロン)を含む

(※2) 3月31日現在の割合

資料編

1 関係年表

新規

年代	動き
1975（昭和50）年	国際婦人年、国際婦人年世界会議 婦人問題企画推進本部設置、婦人問題企画推進会議開催
1977（昭和52）年	「国内行動計画」策定
1979（昭和54）年	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
1981（昭和56）年	「女子差別撤廃条約」発効 「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定【京都府】
1984（昭和59）年	「国籍法」改正
1985（昭和60）年	「男女雇用機会均等法」公布、「女子差別撤廃条約」批准
1986（昭和61）年	婦人問題企画推進本部拡充（構成を全省庁に拡大） 婦人問題企画推進有識者会議開催
1987（昭和62）年	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1989（平成元）年	学習指導要領の改訂（中・高等学校家庭科の男女必修等） 「KYOのあけぼのプラン」策定公表【京都府】
1991（平成3）年	「育児休業法」公布
1993（平成5）年	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」公布
1994（平成6）年	男女共同参画室・男女共同参画審議会（政令）・男女共同推進本部設置
1995（平成7）年	世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択 「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」へ改正（介護休業制度の法制化）
1996（平成8）年	「男女共同参画2000年プラン」策定 「京都府女性総合センター」設置【京都府】
1997（平成9）年	男女共同参画審議会設置（法律） 「介護保険法」交付
1999（平成11）年	「男女共同参画社会基本法」公布、施行
2000（平成12）年	「男女共同参画基本計画」閣議決定
2001（平成13）年	男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間（以降、毎年実施） 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 「京都府男女共同参画計画—新KYOのあけぼのプラン」策定【京都府】

開催日等	審議内容等
2002（平成 14）年	*精華町男女共同参画推進会議設置【精華町】
2003（平成 15）年	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 *精華町男女共同参画推進懇話会開催【精華町】
2004（平成 16）年	「京都府男女共同参画推進条例」施行【京都府】 「京都府男女共同参画審議会」設置【京都府】
2005（平成 17）年	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「女性発・地域元気力「わくわく」プラン」策定【京都府】 *「精華町男女共同参画計画」策定【精華町】
2006（平成 18）年	「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定
2007（平成 19）年	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2009（平成 21）年	「育児・介護休業法」改正 *「精華町男女共同参画推進委員会」設置【精華町】
2010（平成 22）年	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定
2011（平成 23）年	「KYOのあけぼのプラン（第3次）」策定【京都府】
2013（平成 25）年	若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる *「精華町男女共同参画推進条例」策定【精華町】 *「精華町男女共同参画審議会」設置【精華町】
2014（平成 26）年	「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」開催
2015（平成 27）年	「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定（以降、毎年策定） 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、翌年施行 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 安保理決議 1325 号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定 *精華町第2次男女共同参画計画策定【精華町】
2016（平成 28）年	「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」及び男女雇用機会均等法」等の改正 G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開発のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイシアティブ」に合意
2017（平成 29）年	刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）
2018（平成 30）年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定

2 精華町男女共同参画推進条例

平成 25 年 3 月 29 日

条例第 24 号

目 次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 10 条)

第 2 章 基本的施策(第 11 条～第 20 条)

第 3 章 苦情及び相談への対応(第 21 条・第 22 条)

第 4 章 精華町男女共同参画審議会(第 23 条)

第 5 章 雑則(第 24 条)

附 則

精華町は、平城京(奈良)、平安京(京都)等の都を結ぶ文化の回廊に位置し、豊かな自然の中で古くから農業を中心に人々の暮らしが営まれてきました。近年、関西文化学術研究都市の中心地として、最先端技術の研究施設や新しい街並みが加わり緑と調和した都市の形成が進んでいます。

わが国では、日本国憲法にうたわれた法の下での平等と、国際社会における取組と連携した男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画社会基本法が制定されました。精華町においても平成 17 年に精華町男女共同参画基本計画を策定し、一人ひとりが暮らしやすいまちを目指して様々な施策を推進してきました。

しかし、住民の意識には差があり、地区によっては性別による固定的な役割分担意識や慣行が今なお根強く残っており、個々の個性や能力が十分に発揮されていない状況があります。

また、仕事と生活とが調和した社会生活を営むことが難しい環境にもあり、すべての人がお互いの人権を尊重しあい多様な生き方を選択することのできる男女共同参画社会の実現には多くの課題が残され、なお一層の努力が必要です。

今後さらに少子高齢化や社会の急激な変化が進む中、学研都市の中核地にふさわしい活力ある生活環境を実現するためには、社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進に取り組まねばなりません。

こうした現状を踏まえ、精華町は、男女共同参画の推進を主要な政策と位置づけ、町に関わるすべての人が協力・連携して、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる真に豊かなまちづくりに取り組むため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、精華町における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、住民、事業者、住民活動団体、教育関係者及び町の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本となる事項を定め、「一人ひとりが暮らしやすいまち」を目標に、住民一人ひとりが人権を尊重され、生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 性別にかかわらず、すべての人が個人として尊重され、自らの意思により、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場における活動に参画し、個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、共に責任を担うことをいう。
- (2) 住民 町内に居住又は町内で活動するすべての個人をいう。
- (3) 事業者 町内において、営利であるか非営利であるかを問わず、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 住民活動団体 町内において活動を行う住民団体及びコミュニティ活動のための組織等をいう。
- (5) 教育関係者 町内において、あらゆる教育及び保育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野での活動における男女間の格差を是正するため、男女のいずれか一方に対し、積極的に参画する機会を提供することをいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者に不快感を与え、就労環境その他の生活環境を害すること、又は不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又は親密な関係にあった者の間での、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力をいう。
- (9) ワーク・ライフ・バランス 一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭や地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択及び実現できることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女の人権の尊重 すべての人が個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けることなく、能力を発揮する機会が確保されること。

- (2) 社会における制度及び慣行についての見直し 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行が改善され、住民が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 住民が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者、住民活動団体等その他の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活と社会活動の両立 住民が、互いの協力及び社会の支援の下、家事、育児、介護等の家庭生活における活動及び職業生活、その他の社会における活動に対等に参画でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。
- (5) 次世代の育成 次代の社会を生きる子どもを「こころ豊かに育む」ために、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、住民が共に参画し責任を担い、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりへの取組が進められること。
- (6) 男女の生涯にわたる健康の確保 男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等について双方の意思が尊重されるとともに、生涯を通じて健康な生活を営む権利が保障されること。
- (7) あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解を深める取組 家庭、学校、職場、地域その他あらゆる教育及び学習の機会において、個人として自ら学び、考え、決定して行動することの重要性を認識し、男女共同参画への理解を深めるための取組がされること。
- (8) 性別による人権侵害の禁止 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、ドメスティック・バイオレンス(DV)その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為は、犯罪又は人権侵害であるとの認識の下、その根絶を目指すこと。また、男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されること。
- (9) 国際的視野での協調 男女共同参画社会の実現に当たっては、国際社会における取組に留意し、国際的な協調の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 町は、国及び他の地方公共団体と連携を図り、住民、事業者及び住民活動団体、教育関係者と協働して、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施しなければならない。

3 町は、率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業者の模範となるよう努めなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 住民は、町が実施する男女共同参画に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、雇用している、又は雇用しようとする人について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれる就労環境づくりに努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(住民活動団体の責務)

第7条 住民活動団体は、基本理念に基づき、その団体活動において、男女が対等に参画できる機会を積極的に確保するよう努めなければならない。

2 住民活動団体は、町が実施する男女共同参画に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、男女共同参画を推進する上での教育の果たす役割の重要性を認識し、基本理念に基づき、教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に取り組むよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 住民は、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な扱い及び人権侵害を行ってはならない。

2 住民は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報及び表現に関する留意事項)

第10条 住民は、広く提供する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担意識を肯定し、助長し、又は連想させる表現

(2) 性別による暴力的行為を肯定し、助長し、又は連想させる表現

(3) 性別による偏見を肯定し、又は助長する表現

(4) 過度の性的な表現

第2章 基本的施策

(基本計画)

第11条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 町長は、基本計画を策定又は変更するときは、精華町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、住民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 町長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 町長は、社会情勢の変化に対応し、男女共同参画の推進のため、必要に応じて基本計画の見直しを行わなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 町は、あらゆる施策を定め、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(推進体制の整備等)

第13条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備する。

2 町は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第14条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を定めること及びその推進に必要な事項について、調査研究を行うとともに、その成果を施策に反映させるものとする。

(住民等の理解を深める取組)

第15条 町は、住民等の男女共同参画に関する意識及び理解を深めるよう、情報提供及び広報活動等の充実に取り組みなければならない。

(積極的改善措置)

第16条 町は、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女の間に参画する機会の格差が生じている場合は、住民等と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講じるよう努めなければならない。

2 町長は、あらゆる審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、できる限り男女の均衡を図るよう努めなければならない。

(住民等の活動への支援)

第 17 条 町は、住民等に対して、男女共同参画の推進活動に関する情報の提供、人材の育成及びその他必要な支援を行うよう努めなければならない。

(雇用における男女共同参画の推進)

第 18 条 町は、事業者に対し、雇用における男女共同参画の推進活動に関する情報提供等必要な支援に努めなければならない。

(事業者等からの報告)

第 19 条 町長は、男女共同参画の推進に関する現状及びその他必要な事項について、事業者及び住民活動団体等に報告を求めることができる。

(施策の実施状況の公表)

第 20 条 町長は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況について、広く住民に周知できるよう工夫して公表しなければならない。

第 3 章 苦情及び相談等への対応

(苦情等への対応)

第 21 条 町は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項に関して住民等からの苦情及び意見の申出があった場合は、問題解決に向けた適切な対応をするものとする。

2 町は、相談及び苦情の申出に係る処理制度への住民等の理解を深めるため、その普及啓発を行うものとする。

(相談等への対応)

第 22 条 町は、性別による差別的な扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスによる被害若しくは不利益を受けた者からの相談があった場合は、被害者保護のために必要に応じて関係機関と連携し、解決に向けた適切な対応をするものとする。

第 4 章 精華町男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第 23 条 男女共同参画の推進に関して必要な事項を調査審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく町長の附属機関として、精華町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、第 11 条第 2 項に規定する事項のほか、男女共同参画の施策の推進に関し必要な事項について町長に意見を述べることができる。

3 審議会は、町長が委嘱する委員 13 人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

3 精華町男女共同参画推進条例施行規則

平成 25 年 6 月 14 日

規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、精華町男女共同参画推進条例(平成 25 年条例第 24 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(苦情・意見等の申出)

第 3 条 条例第 21 条第 1 項の規定による苦情及び意見等の申出を行う者は、次に掲げる事項を記載した苦情・意見等申出書(別記様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。ただし、町長が当該申出を書面により行うことができない特別の理由があると認めるときは、口頭その他適切な方法でこれを行うことができる。

- (1) 申出を行う者の氏名及び住所(団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに電話番号
- (2) 申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関への相談等の状況
- (4) 申出の年月日
- (5) その他町長が必要と認める事項

(審査等を行わない申出等)

第 4 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事項については、処理することができない。

- (1) 判決、裁判等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立ての審理中の事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)その他の法令の規定により処理すべき事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、処理することが適当でないと認められる事項

2 前項各号のいずれかに該当するときは、町長は速やかに申出者に対し、当該申出等が処理できない理由を苦情・意見等処理結果通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。
(担当所属への調査等)

第5条 町長は、前条第1項の規定による調査等を行わない事項に該当しない申出については、当該苦情・意見等に関する施策を担当する所属(以下「担当所属」という。)に施策の内容を照会する等の必要な調査等を行うものとする。

(精華町男女共同参画審議会の意見聴取)

第6条 町長は、前条に規定する調査等のほか、特に必要があると認めるときは、条例第21条第1項及び第23条第2項の規定により、必要に応じて精華町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞くものとする。

(苦情・意見等の処理決定)

第7条 町長は、第5条に規定する担当所属への調査等及び前条に規定する審議会からの意見を踏まえ、苦情・意見等への処理を決定し、申出者に対し、苦情・意見等処理結果通知書(別記様式第2号)により、通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する苦情・意見等の処理決定について、必要と認めるときは、担当所属に対応を指示するものとする。

(男女共同参画審議会)

第8条 条例第23条に規定する審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 精華町住民
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 10 条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 11 条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

(関係者の出席等)

第 12 条 審議会及び部会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 13 条 苦情・意見等への対応及び審議会の庶務は、男女共同参画政策主管課において処理する。

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の招集及び会長が選任されるまでの間の審議会の主宰は、町長が行う。

4 精華町男女共同参画審議会委員名簿

(令和元年 11 月 1 日)

区 分	団体名等	役職等	氏 名
(1)学識経験者	奈良家庭裁判所	参与	◎片上 智嗣
	武庫川女子大学	専任講師	○吉井美奈子
(2)精華町住民	一般公募		網野 俊賢
	一般公募		青野 寿代
(3)各種団体の 代表者	精華町小・中学校校長会	代表	小長谷 佳代子
	精華女性の会	書記	平田 久子
	精華町商工会	会長	田尻 儀久
	精華町自治会連合会	会長	中川 善太郎
	人権擁護委員		子谷 朝子
	更生保護女性会	川西地区理事	河村 佳子
	精華町社会福祉協議会	理事	田中 智美
	学研都市精華・西木津地区研究機関協議会 (日本電産株式会社)	会長	栗津 康
	けいはんな学研都市精華地区 まちづくり協議会(株式会社タカコ)	会長	石崎 義公
事務局		住民部長	田中 真人
	住民部 人権啓発課	課長	田原 孝一
		主幹	岩井 淳子

※◎会長、○副会長

5 用語解説

ア 行

〔NP、BPプログラム〕

NP:NOBODY'S(ノーバディーズ) PERFECT(パーフェクト) PROGRAM(プログラム)の略で、カナダ生まれの親支援プログラム。NPは1~5歳のお子さんをお持ちのお母さんが対象なのに対し、BPは1歳に満たない初めての赤ちゃんをお持ちのお母さんが対象のプログラム。

〔M字カーブ〕

日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があるためにこのような形になる。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

〔LGBT〕

LGBTとは、LESBIAN(レズビアン・女性同性愛者)GAY(ゲイ・男性同性愛者)、BISexual(バイセクシュアル・両性愛者)、TRANSgender(トランスジェンダー・生物学上の性と自認する性が一致しない者)の頭文字をとったものであり、性的少数者の総称の一つ。

〔エンパワーメント〕

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、およびそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。

カ 行

〔ガイドライン〕

国や自治体・企業などが、関係者が取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。

〔家族経営協定〕

農業経営における家族の役割や貢献を適正に評価し、女性の地位向上と後継者の確保、民主的な家族関係の確立をめざして、家族間で話し合っ、営農計画の作成、労働報酬等の収益の分配方法、労働時間や休日等の就業条件、資産譲渡などについてのルールを文書で取り決めておき、互いが良きパートナーとして参画できるよう家族経営の近代化を図ろうとするもの。

〔キャリア教育〕

子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てる教育活動。

サ 行

〔女性人材リスト〕

「精華町男女共同参画・女性人材リスト登録実施要綱」（平成 23 年 3 月 1 日要綱第 12 号）に規定する人材リスト。政策方針決定過程や各種活動等への女性の参画を促進するため、さまざまな分野に渡る人材を登録し、人材の情報の提供を行うことにより、女性の活躍の場の確保と男女共同参画社会の実現を図ることを目的とし、各種審議会、委員会等の委員の選出や研修会、講演会等の講師等の人選を行うときに活用する。

〔性的少数者〕

「性」のあり方（性的指向、性自認等）が多数派と異なる人のこと。SEXUAL MIINORITY（セクシュアル マイノリティ）の日本語訳で、性的マイノリティ、ジェンダーマイノリティともいう。総称の一つに LGBT がある。

〔性別役割分担意識〕

個人の能力に関わらず、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。固定的性別役割分担意識ともいう。

〔セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）〕

相手の意に反した性的な発言や言動で、相手の性と人格の尊厳を損ない、意欲や能力の発揮を妨げ、良好な人間関係の形成を阻害する行為。男女雇用機会均等法の改正で、職場のセクシュアル・ハラスメント防止のため事業主には雇用管理上の配慮義務が課せられている。

〔積極的改善措置（ポジティブ・アクション）〕

過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益を被っている集団（女性や少数民族など）に対して、政治や就学・就労などの参画の機会を確保するため割当て枠や目標値を設定するなど一定の範囲で特別な機会を提供することなどによって、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な優遇措置。

〔SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）〕

友人・知人間のコミュニケーションや、趣味や嗜好、居住地域といったつながりを通じた新たな人間関係を構築する手段や場を提供することで、人と人とのつながりを促進・サポートし、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。

タ 行

〔地域包括支援センター〕

公正・中立な立場から、高齢者の地域における総合相談、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを担う中核機関。

〔DV〕

ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のことをいう。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。

〔デートDV〕

DVに対し、結婚していない恋人同士、学生や若い世代で起こる暴力を「デートDV」と呼ぶ。

ハ 行

〔HUG〕

H（HINANZYO 避難所）、U（UNEI 運営）、G（GAME ゲーム）の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」という意味。平成19年に静岡県で開発された。避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ね合わせて名付けられた。

〔ファミリー・サポート・センター〕

地域において、子どもの預かり等の援助を受けたい人で行いたい人が会員登録し、育児等の子育てについて助け合う事業。

マ 行

〔メディア・リテラシー〕

メディア情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し活用できる能力や、メディアを適切に選択し発信する能力のことをいう。メディアによる画一的な男性女性の描き方や、性差別表現を見直すためにも重要であり、メディアで情報を鵜呑みにしないで、批判的に解読する能力が求められている。

ヤ 行

〔要保護児童対策地域協議会〕

児童の福祉・教育・保健医療機関等の関係者で構成し、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童及びその保護者に対する支援の内容に関する協議を行う。

ラ 行

〔リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する女性の健康／権利）〕

「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。子どもを産むか産まないか、産むならいつ、何人産むかを性的関係と共に自らの意志で主体的に選択する自由や、妊娠・出産、避妊、中絶などにおける人権に配慮した安全な治療をはじめとして、思春期、妊娠・出産期、更年期など生涯にわたる良好な健康の管理が含まれる。またそのために必要な自らの体や健康について正確な知識や情報を持つこと、性的暴力や差別、強制を受けないことなども幅広く含まれる。

ワ 行

〔ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）〕

職場中心のライフスタイルではなく、職場・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルのこと。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会であり、だれもが仕事、子育て、介護、自己啓発、地域活動などさまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらす。

精華町第2次男女共同参画計画 <後期施策>

2020（令和2）年3月

発行：精華町 住民部 人権啓発課

〒619-0285

京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻 70 番地

電話：0774-95-1919

F A X：0774-95-3974

この印刷物が不要になれば、「その他のリサイクルできる紙」または「雑誌」として古紙回収に出してください